

第3次甲斐市地域福祉計画

甲斐市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年度～令和8年度



令和4年3月



甲斐市

はじめに

本市では平成24年3月「甲斐市地域福祉計画」を策定し「一人ひとりが手をつなぎ ぬくもりあふれる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民と行政が協働し地域の課題解決に向けて取り組んでいく地域づくりをめざして施策を展開してきました。

近年、我が国では、人口減少や少子高齢化、家族構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどをはじめとした制度のはざまの課題や複合課題を抱える世帯への支援が課題となっています。こうした状況に対応していくため、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、誰もが地域でつながり、支えあう「地域共生社会の実現」に向けた改革が進められております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染防止のため対面を基本とする地域福祉活動への影響は大きく、これまでとは異なる対応が求められるなど新たな課題も出てきております。このような状況でも工夫をこらし、懸命に活動が続けている方々や団体がおられることに心から感謝を申し上げます。

本計画では、第2次甲斐市地域福祉計画の4つの基本目標「人とのつながりと支え合いを大切にしたまちづくり」、「地域生活を支える協働のまちづくり」、「誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり」、「安全で安心して暮らせる快適なまちづくり」を引き継ぎ、地域課題解決のため、市民、地域、関係団体と行政が互いに連携し取り組み、地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました、甲斐市保健福祉推進協議会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。



令和4年3月

甲斐市長

保坂 武

目 次

第 1 章 地域福祉計画策定の背景と目的	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ及び個別計画との関連性.....	3
3 計画策定の経過.....	4
4 計画の法律根拠.....	5
5 計画期間.....	7
第 2 章 甲斐市の現状	8
1 地域福祉を取り巻く現状.....	8
2 アンケート調査.....	18
3 地域福祉の課題のまとめ.....	31
第 3 章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念.....	39
2 計画の基本目標.....	40
3 体系図.....	42
4 SDGs の取組.....	43
第 4 章 施策の展開	44
基本目標 1 人とのつながりと支え合いを大切にしたまちづくり.....	44
基本目標 2 地域生活を支える協働のまちづくり.....	47
基本目標 3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり.....	49
基本目標 4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり.....	51
成年後見制度利用促進基本計画.....	56
第 5 章 計画の推進に向けて	62
1 計画の推進体制.....	62
2 計画の点検・評価.....	63
3 数値目標.....	64

資料編	66
1 策定経過	66
2 甲斐市保健福祉推進協議会設置要綱	68
3 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿	70
4 用語集	71

本文中、「※」については、資料編の用語集に解説を記載しています。



地域福祉計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景と目的

わが国では、少子高齢化や人口減少が進んでいる中、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立[※]や、80代の親が同居するひきこもり[※]がちの50代の子を支えるという問題（8050問題[※]）、介護と育児が同時に直面する状況（ダブルケア[※]）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話をを行う未成年者（ヤングケアラー[※]）、世帯全体が孤立している状態など、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

また一方で、本格的な人口減少社会の到来、家族構成の変化、世帯の小規模化、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、ライフスタイル[※]の多様化により、かつてあったような地縁・血縁・社縁や地域住民のつながりが希薄化していき、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するとともに、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなってきています。さらに、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症[※]により、感染防止対策のため「新しい生活様式[※]」を行うことで、人との接触や関わり方が制限されるようになりました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会[※]」の実現を目指すこととしています。

また、SDGs[※]達成のための国の取組も進められており、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

そのような中で、地域の絆はより重要であり、地域コミュニティ[※]の活動の継続など、日頃から顔の見える関係づくりが必要とされています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスだけでなく、住民が地域の福祉活動に関心をもち活動に参加することで、地域・専門職・行政が垣根を越えて連携していくことが求められています。

【近年の福祉に関する主な法律】

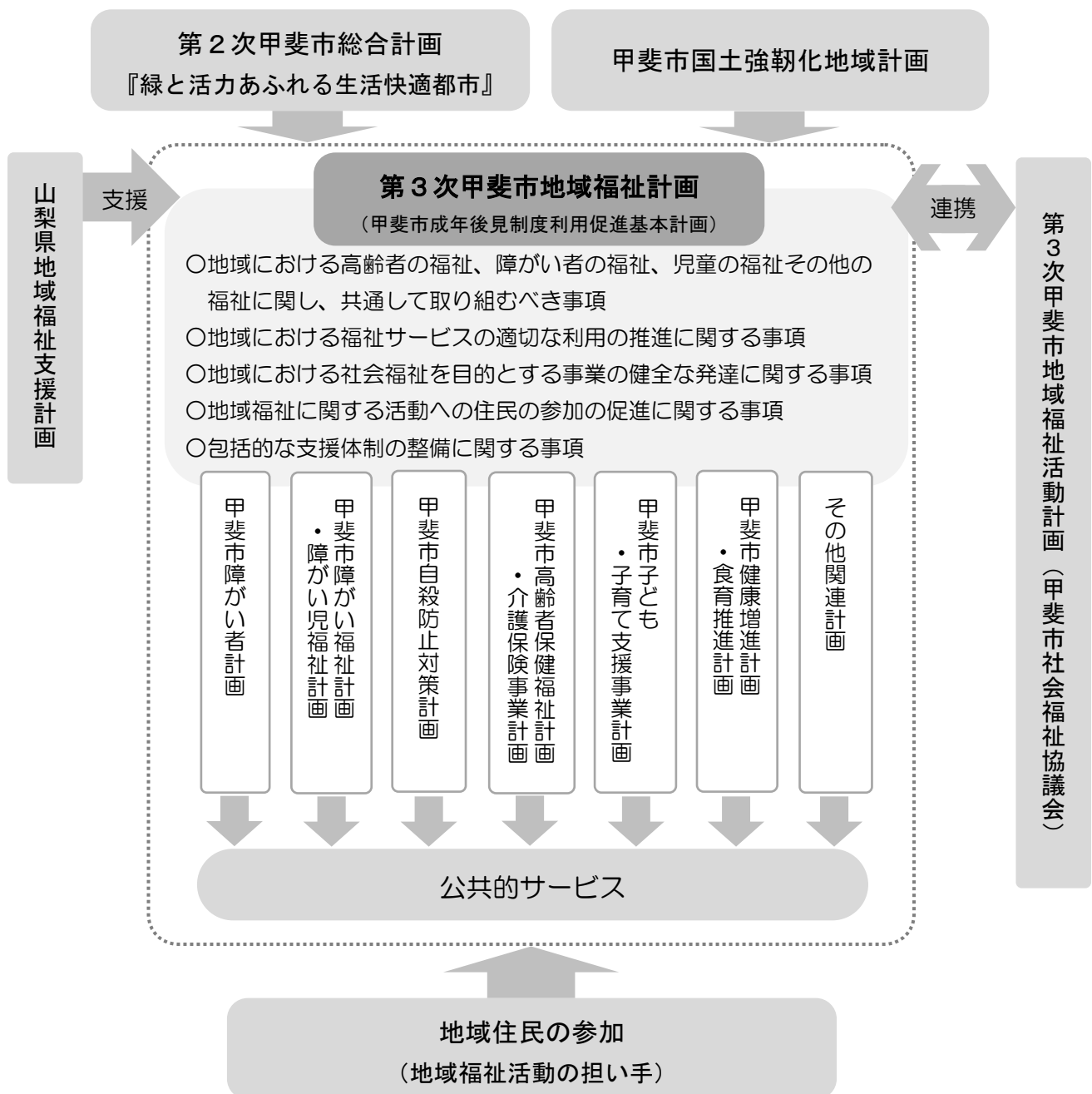
施行年	法律名
平成 12 年	介護保険法
	社会福祉法（社会福祉事業法からの改正）
	児童虐待の防止等に関する法律
平成 13 年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成 15 年	次世代育成支援対策推進法
平成 16 年	発達障害者支援法
平成 18 年	障害者自立支援法
	高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	自殺対策基本法
平成 24 年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
平成 25 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法、障害者自立支援法からの改正）
平成 26 年	子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成 27 年	子ども・子育て支援法
	生活困窮者自立支援法
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
	改正自殺対策基本法
	成年後見制度*の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）
平成 30 年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
令和 3 年	地域共生社会*実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

2 計画の位置づけ及び個別計画との関連性

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村福祉計画」として策定し、本市における地域福祉の方向性の総合的な指針となるものです。

さらに、成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に策定するものです。

また、本計画は、「第2次甲斐市総合計画」と「甲斐市国土強靱化地域計画*」を上位計画とし、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をはじめ、他の個別計画との整合性を図るとともに、甲斐市社会福祉協議会*の「第3次甲斐市地域福祉活動計画」との連携を図りながら推進します。

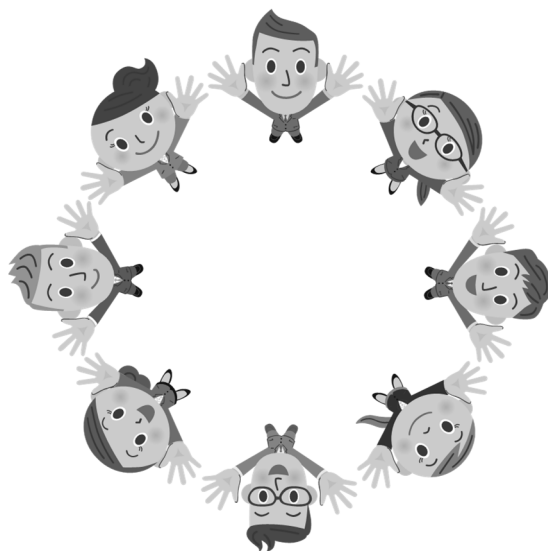


3 計画策定の経過

社会福祉法に基づき、「甲斐市地域福祉計画」の策定にあたっては、住民・社会福祉関係者・住民団体の意見を反映させることが必要です。本市では、保健・福祉事業に関する事項を審議するため、学識経験者や保健・医療・教育・福祉関係者、関係住民団体の代表者21名で構成する甲斐市保健福祉推進協議会を設置しています。そこで、同協議会を地域福祉計画の策定委員会として位置づけ、計画の策定に関し、必要な事項について審議を進めてきました。

庁内における関係課と社会福祉協議会^{*}の協力を得て、本市における地域福祉の現状と課題の把握、具体的な取組など計画内容の調整を行いました。

また、広く市民のニーズを計画に反映させるために、令和3年6月に住民向けの甲斐市「地域福祉計画」見直しに関するアンケート調査を実施しました。甲斐市保健福祉推進協議会は令和3年7月から令和4年2月にかけて開催し、審議・検討の結果、計画案の公表、パブリックコメント制度^{*}による住民の意見募集を経て、「第3次甲斐市地域福祉計画」を策定しました。



4 計画の法律根拠

(1) 市町村地域福祉計画の策定（社会福祉法第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 社会福祉法の目的（社会福祉法第1条）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(3) 地域福祉の推進（社会福祉法第4条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

【参考】 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度^{*}の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

5 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

計画年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第2次（後期基本計画）					第3次	
国土強靱化地域計画	国土強靱化地域計画						
地域福祉計画	第2次		第3次 (成年後見制度利用促進基本計画)				
障がい者計画	第2次						
障がい福祉計画	第5期	第6期			第7期		
障がい児福祉計画	第1期	第2期			第3期		
自殺防止対策計画	自殺防止対策計画				次期計画		
高齢者保健福祉計画	第8次	第9次			第10次		
介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期		
子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期		
健康増進計画	第3次				第4次		
食育推進計画	第2次				第3次		
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第2次		第3次				



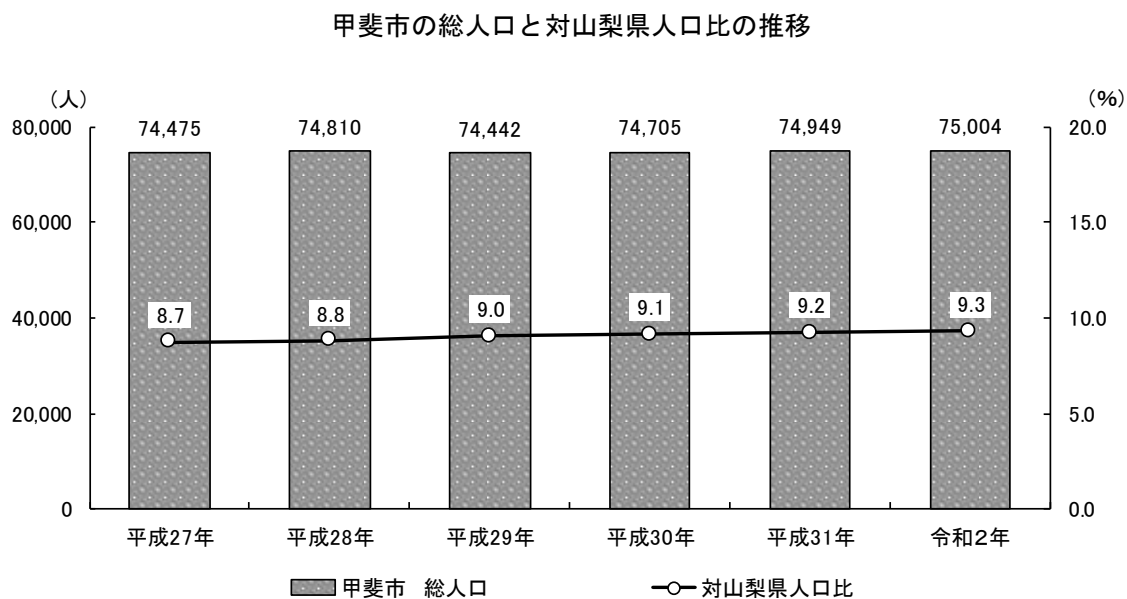
甲斐市の現状

1 地域福祉を取り巻く現状

(1) 福祉に関連する甲斐市の現状

① 甲斐市の総人口と対山梨県人口比の推移

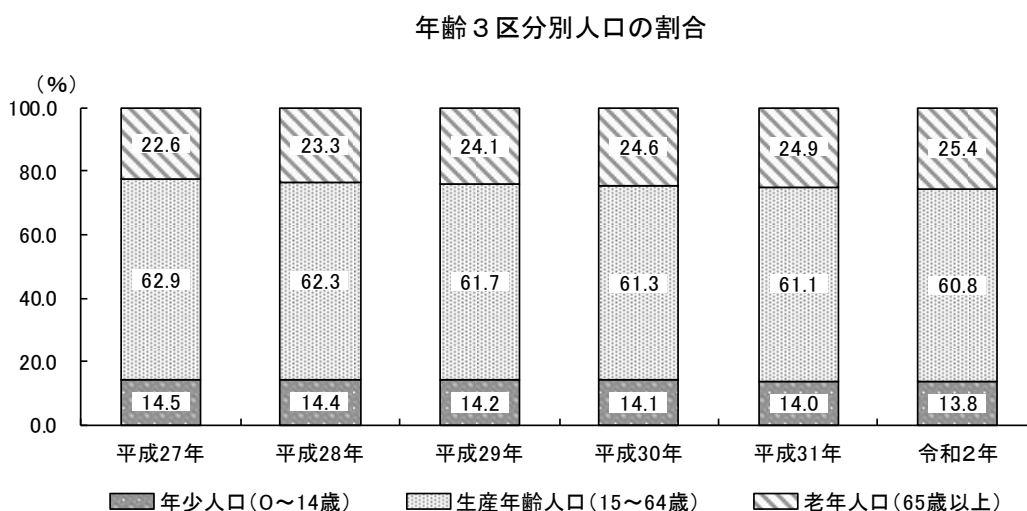
甲斐市の総人口をみると、平成29年以降微増しており、令和2年で75,004人となっています。また、対山梨県人口比は、令和2年で9.3%となっています。



資料：住民基本台帳（平成 27、28 年 4 月 1 日現在）
 山梨県の推計人口と世帯数（平成 29～令和 2 年 4 月 1 日現在）

② 年齢3区分別人口の割合

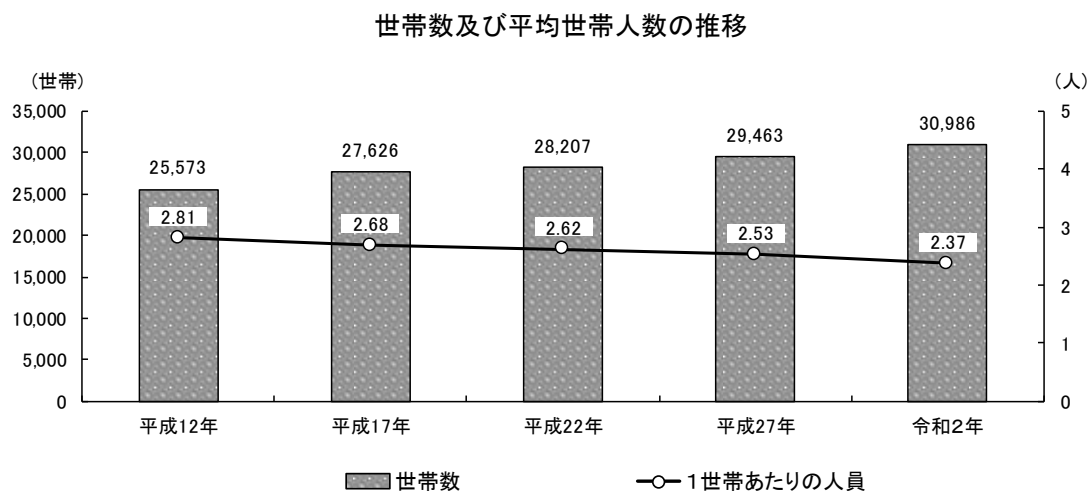
年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、令和2年で25.4%となっています。



資料：市民戸籍課（各年4月1日現在）

③ 世帯数及び平均世帯人数の推移

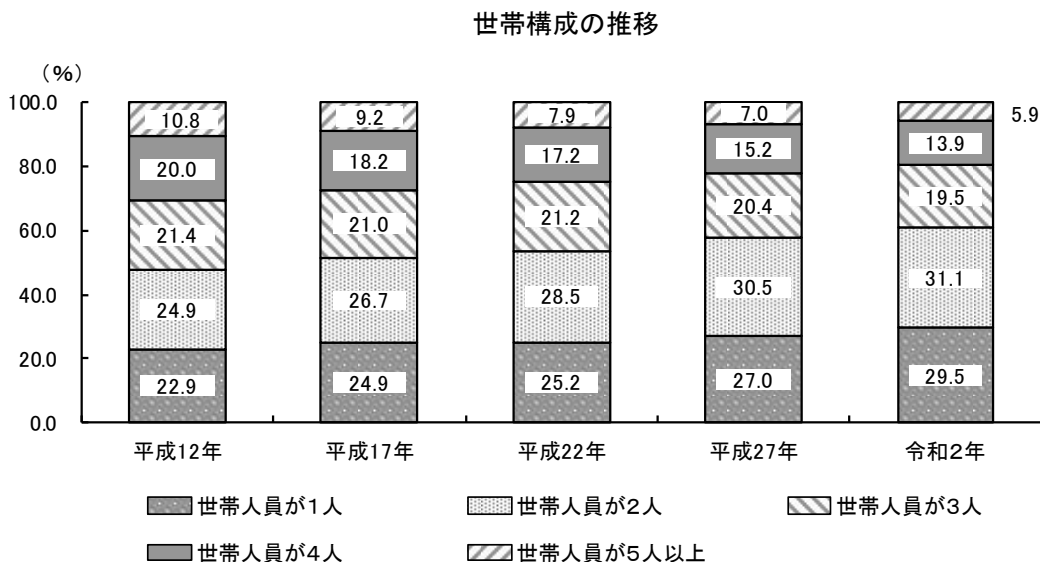
世帯数をみると、平成12年以降増加傾向にあり、令和2年では30,986世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員は令和2年では2.37人となっており、減少傾向にあります。



資料：国勢調査

④ 世帯構成の推移

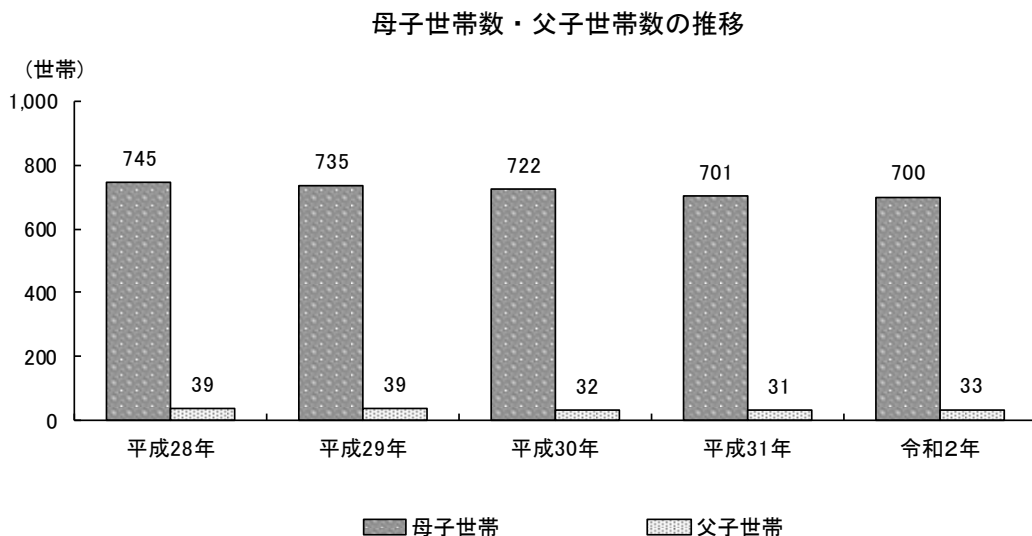
世帯構成をみると、世帯人員が1人、世帯人員が2人は増加傾向にある一方、世帯人員が4人、世帯人員が5人以上は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

⑤ 母子世帯数・父子世帯数の推移

母子世帯数をみると、平成28年以降減少傾向にあり、令和2年で700世帯となっています。一方、父子世帯は平成28年から平成31年にかけて減少していましたが、その後増加し、令和2年で33世帯となっています。

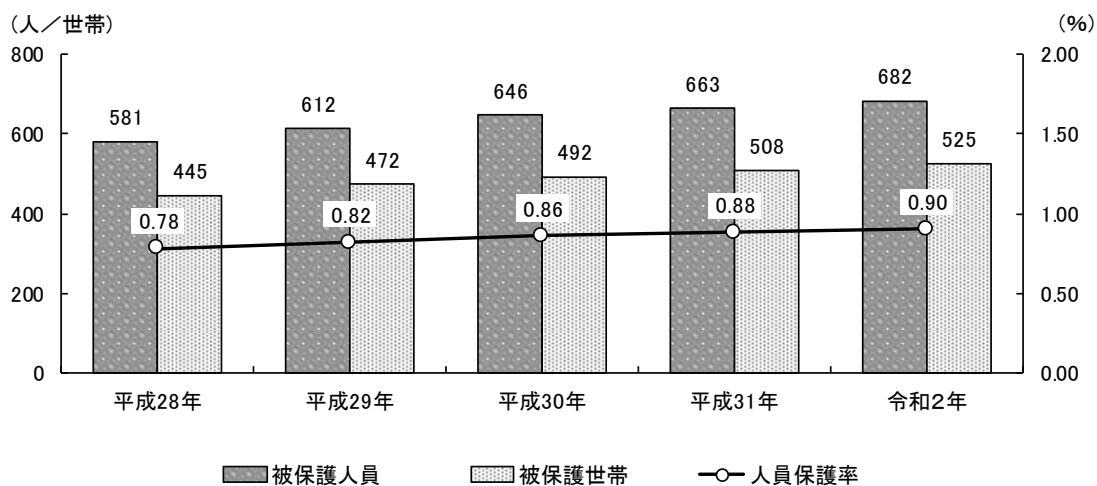


資料：子育て支援課（第61児童扶養手当受給者資格者の確認及び異動状況）
（各年1月1日現在）

⑥ 生活保護の人員・世帯数の推移

生活保護の人員・世帯数をみると、令和2年には被保護人員が682人、被保護世帯が525世帯となっており、平成28年以降増加傾向にあります。

生活保護の人員・世帯数の推移



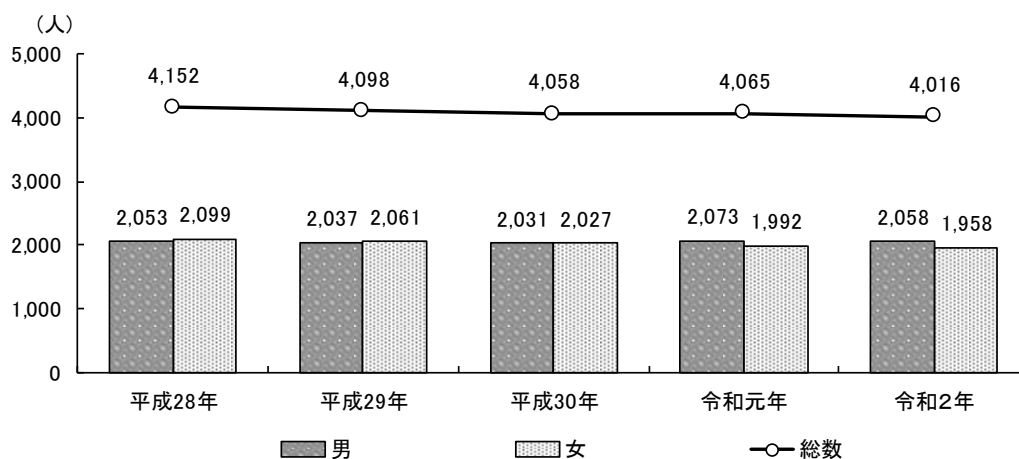
資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2) 児童の福祉に関する現状

① 学齢児童・生徒数の推移

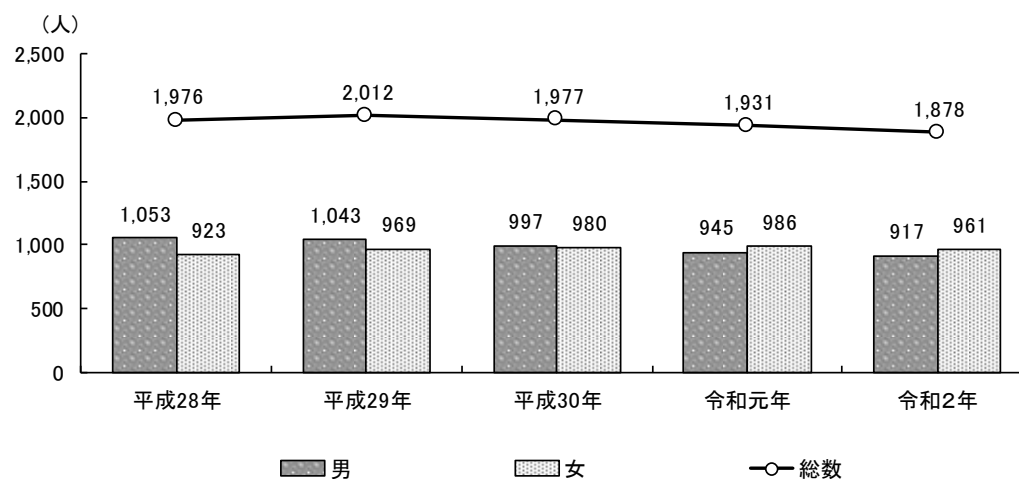
小学校児童数をみると、平成28年以降微減傾向にあり、令和2年には4,016人となっています。中学校生徒数をみると、平成28年から29年にかけて増加した後、年々減少し、令和2年には1,878人となっています。

小学校児童数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

中学校生徒数の推移

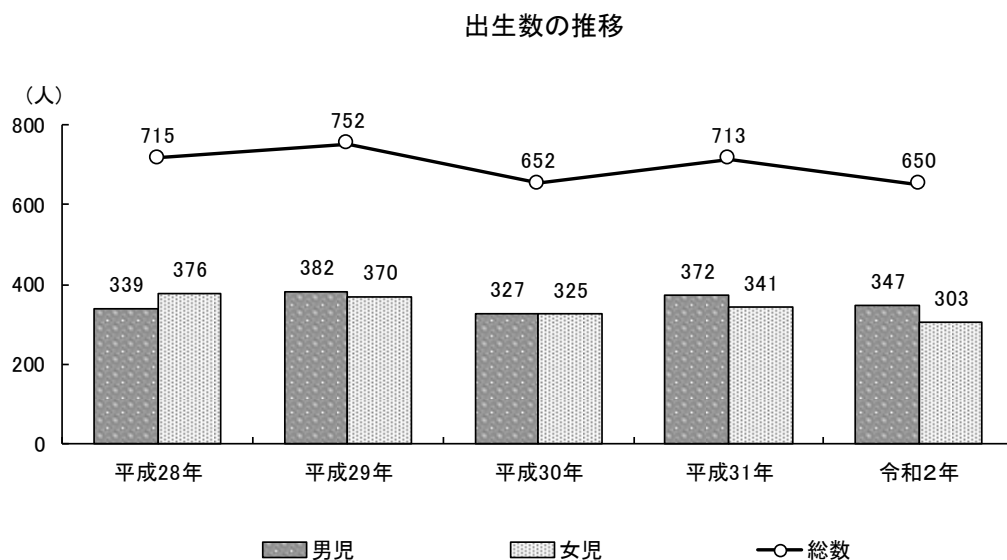


資料：学校教育課（各年5月1日現在）

※学齢児童・生徒数とは、市立学校の学齢児童生徒数及び、甲斐市内の私立学校の生徒数。

② 出生数の推移

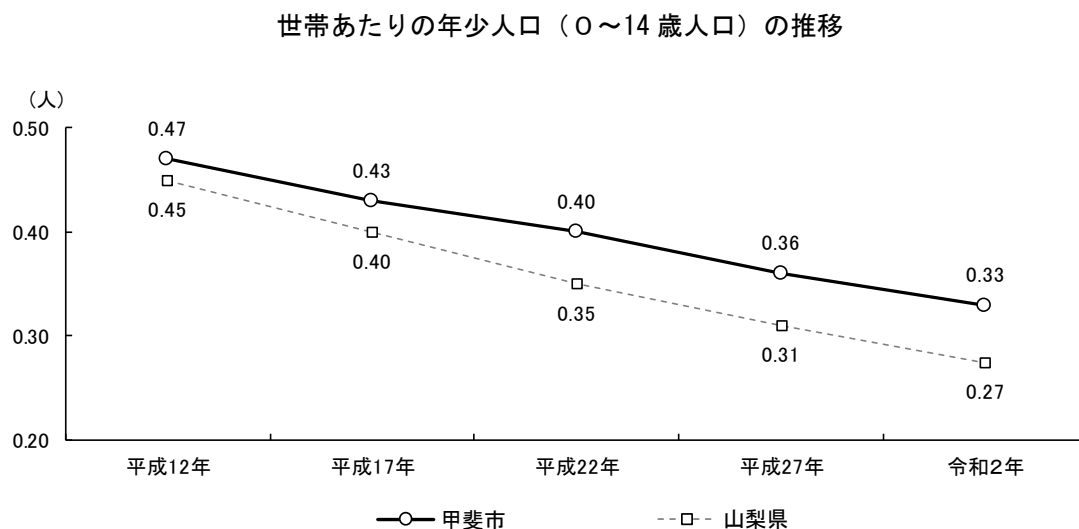
出生数をみると、増減を繰り返しつつ減少傾向にあり、令和2年は650人となっています。また、平成29年以降は女児に比べ、男児がわずかに多くなっています。



資料：市民戸籍課（各年4月1日現在）

③ 世帯あたりの年少人口（0～14歳人口）の推移

世帯あたりの年少人口をみると、平成12年以降減少傾向にあり、令和2年には0.33人となっています。一方、県と比較すると高い値で推移しています。

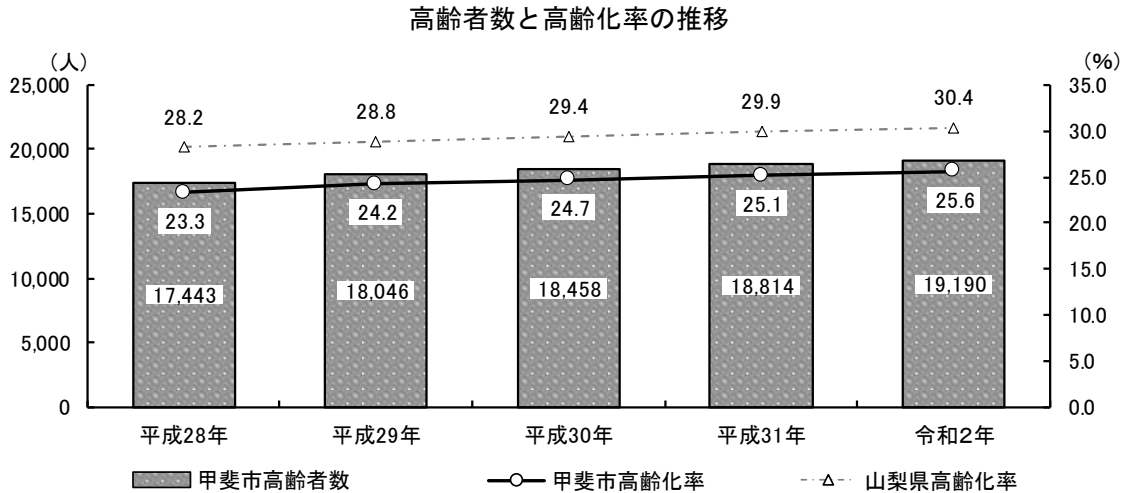


資料：国勢調査

(3) 高齢者の福祉に関する現状

① 高齢者数と高齢化率の推移

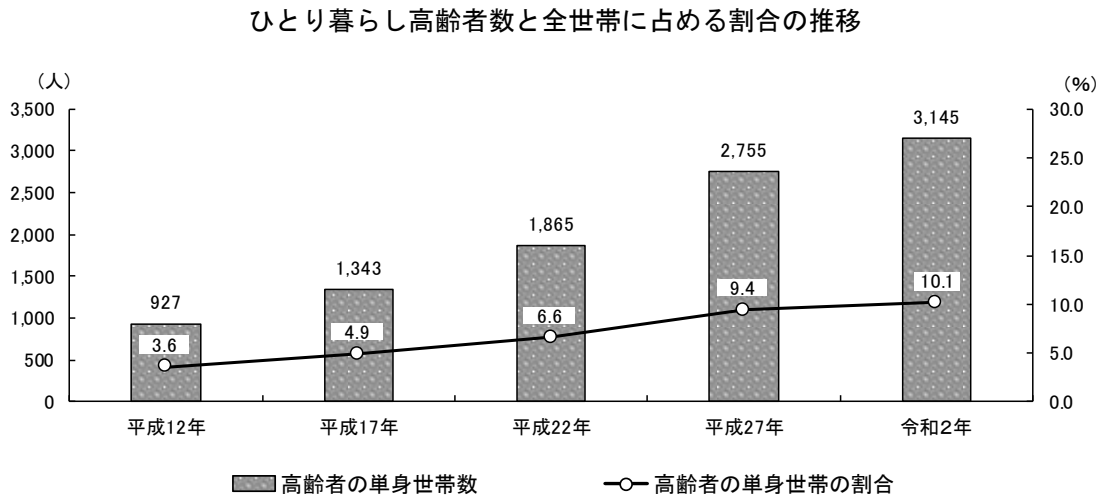
甲斐市の高齢者数をみると、平成28年以降増加傾向にあり、令和2年で19,190人となっています。また高齢化率は、山梨県より低いものの、平成28年以降増加傾向にあり、令和2年で25.6%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）及び山梨県高齢者福祉基礎調査

② ひとり暮らし高齢者数と全世帯に占める割合の推移

ひとり暮らし高齢者数をみると、令和2年で3,145人となっており、増加傾向にあります。また、高齢者の単身世帯の割合をみると、令和2年で10.1%となっており、平成12年以降増加しています。

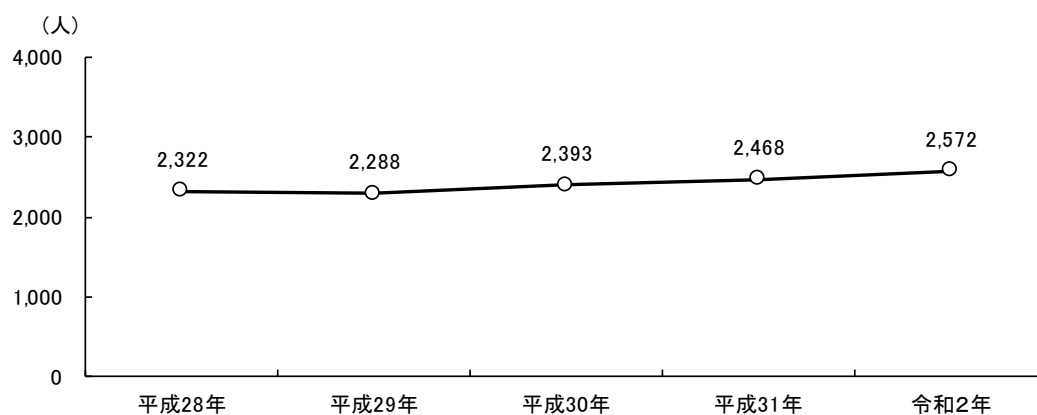


資料：国勢調査

③ 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者*数をみると、平成29年に減少したものの、その後増加し、令和2年で2,572人となっています。

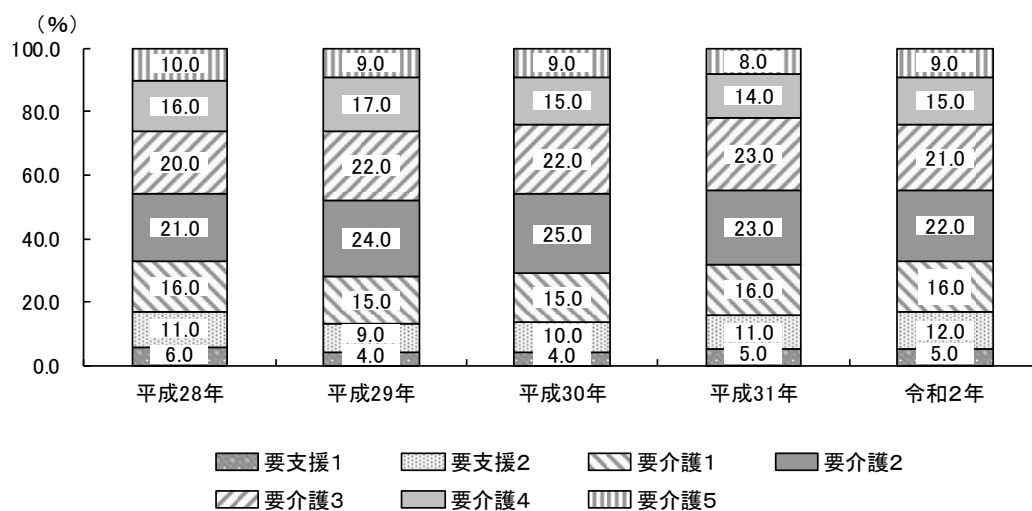
要支援・要介護認定者数の推移



資料：長寿推進課（各年4月1日現在）

要支援・要介護認定者構成比の推移をみると、各年「要介護2」の割合が最も多くなっています。

要支援・要介護認定者構成比の推移



資料：長寿推進課（各年4月1日現在）

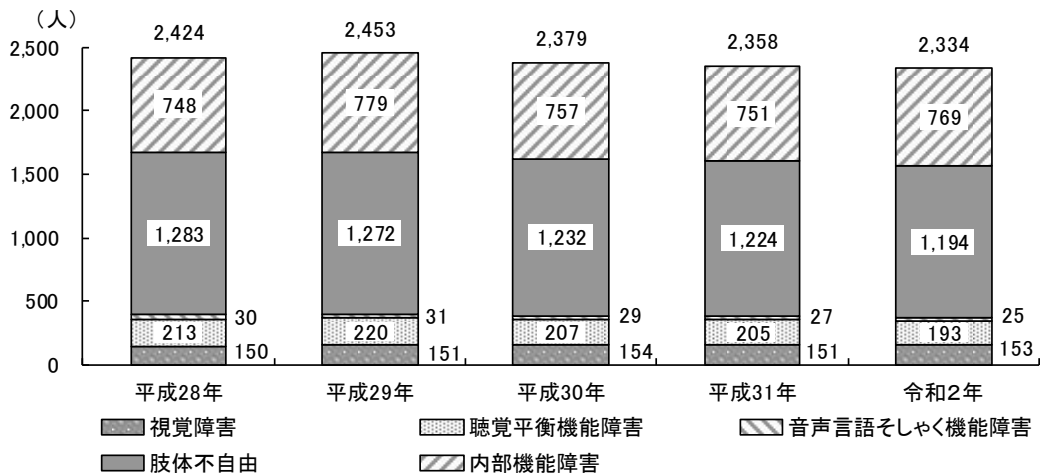
*要支援・要介護認定とは、日常生活を送る上での介護の必要度合いを表し、軽度の要支援1から重度の要介護5まで分けられます。

(4) 障がい者に関する福祉の現状

① 身体障害者手帳所持者の現状

身体障害者手帳*所持者数の推移をみると、平成29年以降減少傾向にあり令和2年で2,334人となっています。種類別でみると、各年「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部機能障害」が多くなっています。

種類別身体障害者手帳所持者数の推移

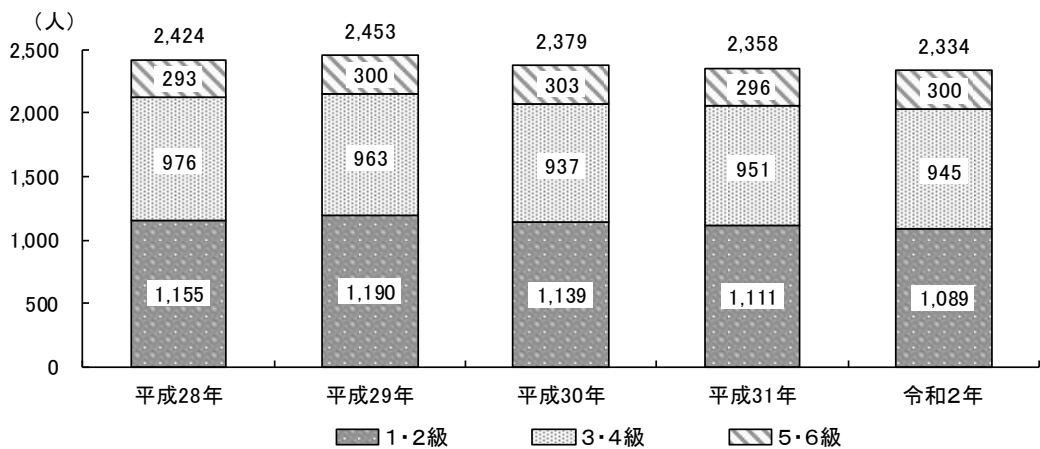


資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）

等級別でみると各年「1・2級」が最も多くなっています。

また「5・6級」では、割合は少ないものの、平成28年以降増加傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移



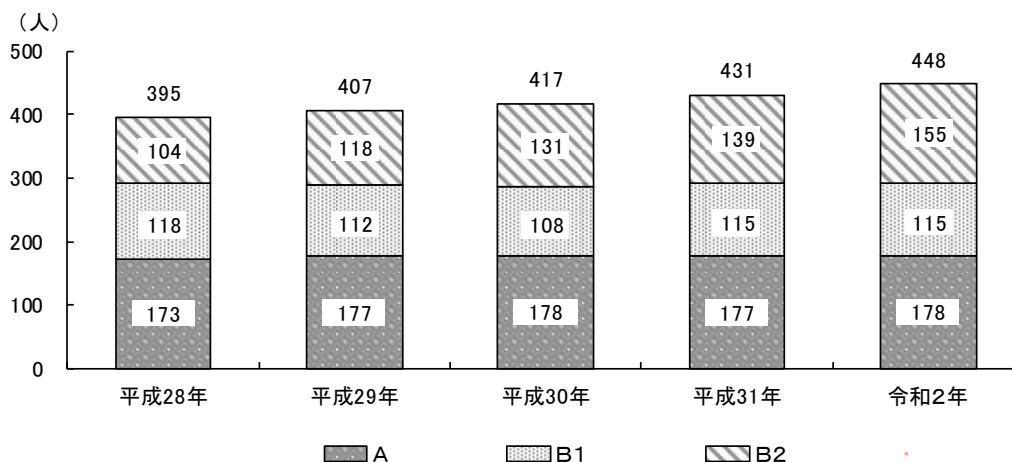
資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）

*障害の重さによって1級～6級までの等級に分けられており、5・6級になるにつれて軽度になります。

② 療育手帳所持者の現状

療育手帳*所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年で448人となっています。判定別でみると、各年、重度の「A」が最も多く、次いで軽度の「B2」が多くなっています。

判定別療育手帳所持者所持者数の推移

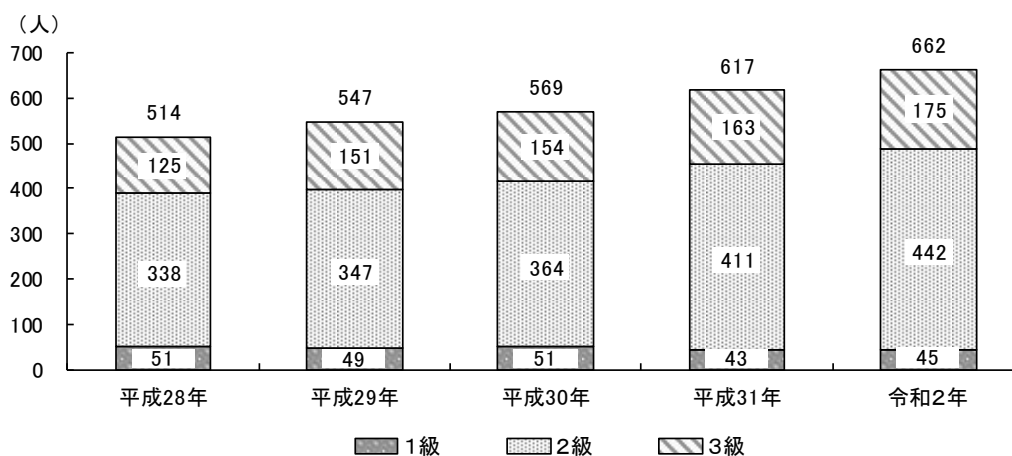


資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳*所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年で662人となっています。等級別でみると、各年、中度の「2級」が最も多く、次いで軽度の「3級」が多くなっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）

2 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

地域福祉に対する市民の考え方や意見を把握し、第3次甲斐市地域福祉計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

甲斐市在住の18歳以上の方から無作為に抽出した2,000人

③ 調査期間

令和3年6月1日から令和3年6月28日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

分類	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上の市民	2,000通	1,152通	57.6%

⑥ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- アンケート調査の設問数は全69問ですが、本計画書は主なものを抜粋した11問を掲載してあります。

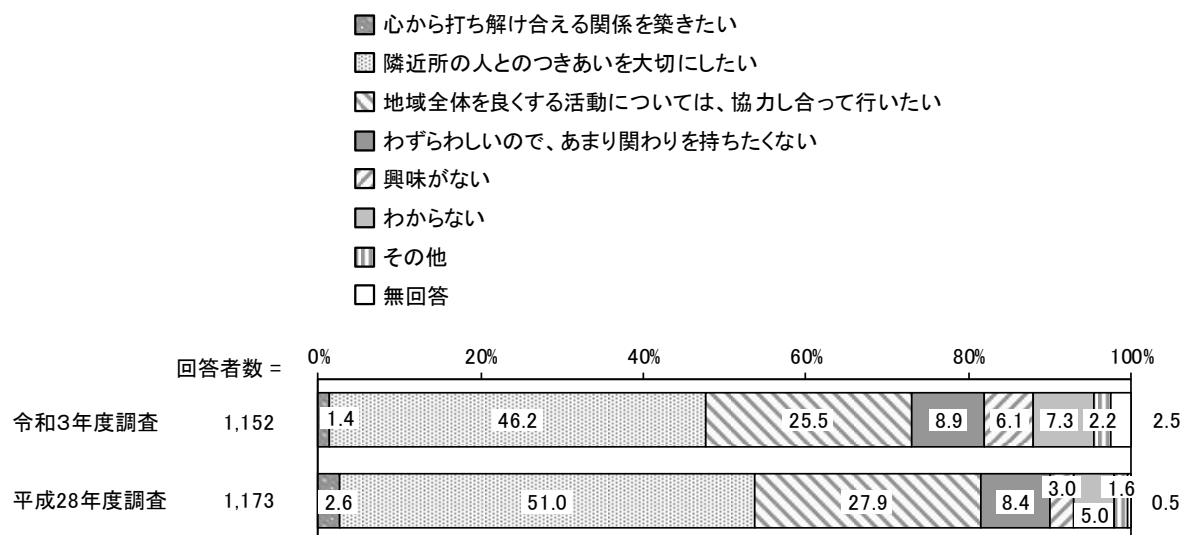
(2) アンケート調査結果の概要

① 今後の近所づきあい

「隣近所の人とのつきあいを大切にしたい」の割合が46.2%と最も高く、次いで「地域全体を良くする活動については、協力し合っていきたい」の割合が25.5%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「隣近所の人とのつきあいを大切にしたい」の割合が減少しています。

今後の近所づきあいについて

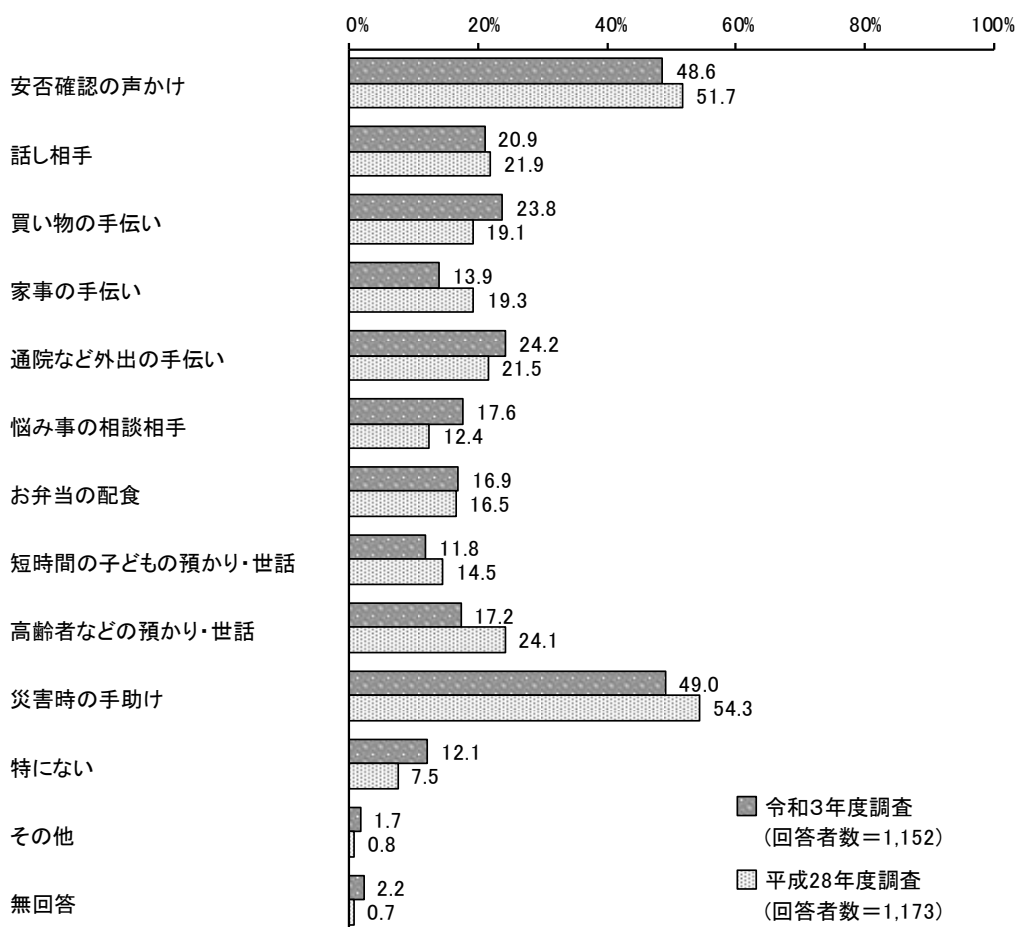


② 地域で必要な手助け

「災害時の手助け」の割合が49.0%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」の割合が48.6%、「通院など外出の手伝い」の割合が24.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「家事の手伝い」「高齢者などの預かり・世話」の割合が減少しています。

地域で必要な手助けについて



年齢別等でみると、他に比べ、男性の30～39歳、女性の50～59歳で「災害時の手助け」の割合が高くなっています。また、男性の70歳以上で「安否確認の声かけ」の割合が、女性の50～59歳で「高齢者などの預かり・世話」の割合が高くなっています。

地域で必要な手助けについて

単位：％

区分	回答者数(件)	安否確認の声かけ	話し相手	買い物の手伝い	家事の手伝い	通院など外出の手伝い	悩み事の相談相手	お弁当の配食	短時間の子どもの預かり・世話	高齢者などの預かり・世話	災害時の手助け	特にない	その他	無回答
男性 18～29歳	66	47.0	18.2	19.7	19.7	19.7	18.2	13.6	18.2	13.6	54.5	15.2	1.5	—
30～39歳	54	40.7	16.7	20.4	22.2	22.2	24.1	25.9	29.6	7.4	61.1	3.7	1.9	3.7
40～49歳	78	46.2	21.8	23.1	12.8	20.5	17.9	14.1	12.8	20.5	47.4	15.4	3.8	—
50～59歳	73	46.6	16.4	20.5	15.1	21.9	23.3	16.4	8.2	19.2	47.9	12.3	2.7	2.7
60～69歳	87	44.8	25.3	25.3	18.4	26.4	18.4	20.7	1.1	12.6	43.7	13.8	1.1	1.1
70歳以上	132	55.3	20.5	22.7	8.3	22.7	11.4	9.8	1.5	8.3	45.5	12.9	2.3	5.3
女性 18～29歳	78	44.9	14.1	20.5	11.5	19.2	16.7	14.1	26.9	17.9	51.3	12.8	—	—
30～39歳	84	42.9	16.7	21.4	9.5	16.7	14.3	16.7	33.3	14.3	42.9	10.7	2.4	4.8
40～49歳	113	49.6	23.9	25.7	12.4	23.0	15.9	18.6	18.6	15.9	56.6	12.4	2.7	0.9
50～59歳	104	45.2	20.2	28.8	13.5	31.7	22.1	12.5	7.7	35.6	58.7	12.5	1.0	—
60～69歳	109	52.3	22.9	24.8	16.5	27.5	16.5	24.8	3.7	22.0	56.0	10.1	0.9	2.8
70歳以上	141	53.9	23.4	26.2	13.5	29.1	15.6	17.7	0.7	14.9	36.2	12.1	1.4	2.1

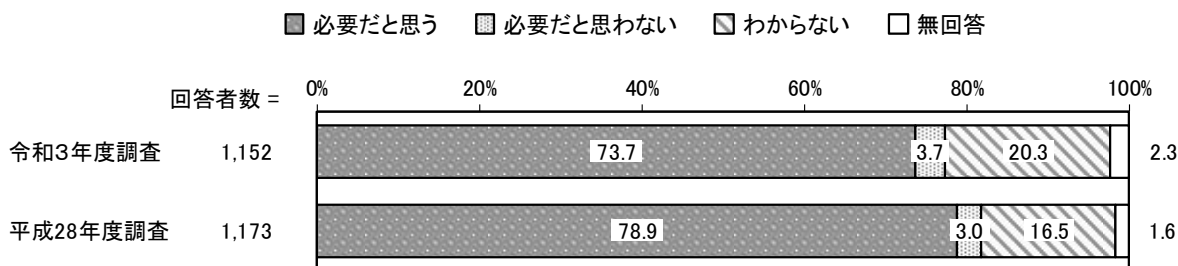
※年齢別で、最も高い割合のものを網掛けしています。

③ 住民相互の自主的な協力関係

「必要だと思う」の割合が73.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.3%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「必要だと思う」の割合が減少しています。

住民相互の自主的な協力関係の必要性

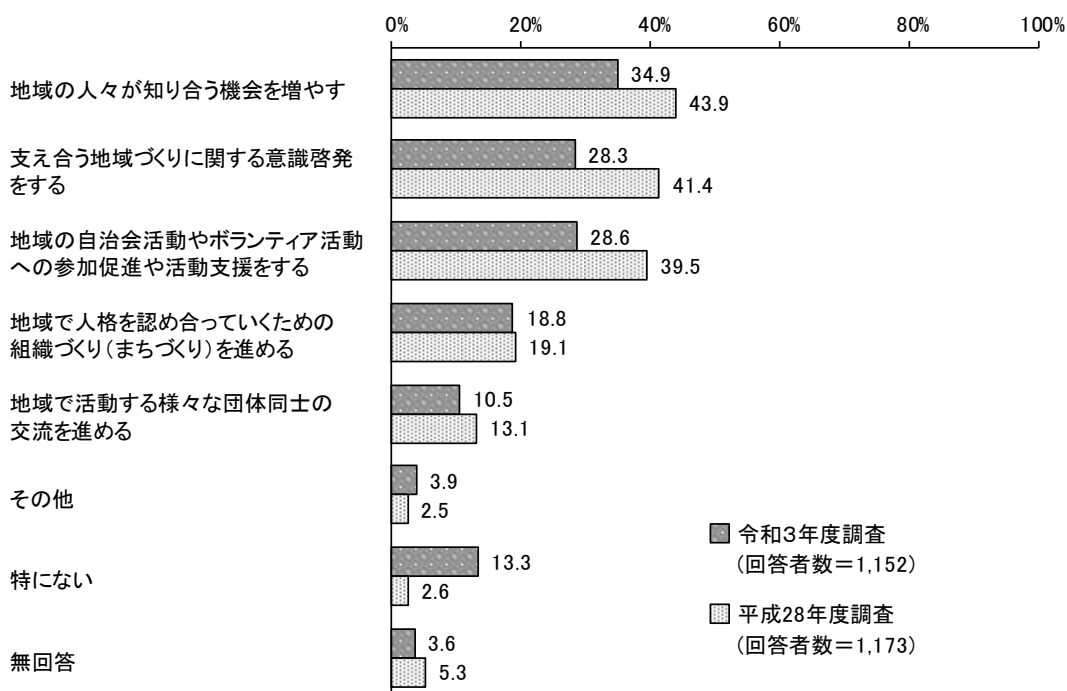


④ 住民同士が共に支え合う地域づくりに必要な行政の支援

「地域の人々が知り合う機会を増やす」の割合が34.9%と最も高く、次いで「地域の自治会活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」の割合が28.6%、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」の割合が28.3%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「地域の人々が知り合う機会を増やす」「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」「地域の自治会活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」の割合が減少し、「特にない」の割合が増加しています。

住民同士が共に支え合う地域づくりに必要な行政の支援について

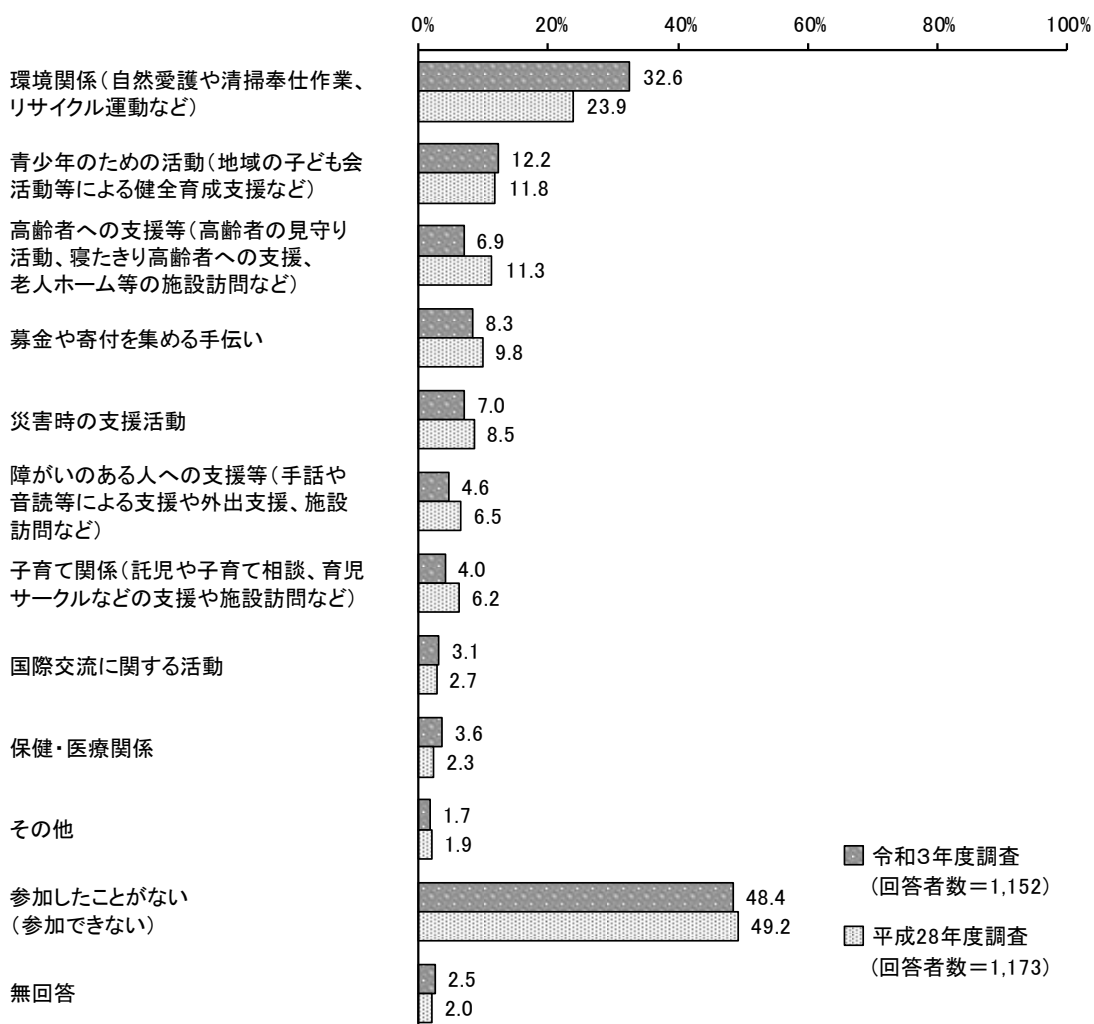


⑤ ボランティア・NPO※・地域活動で参加したことがある分野

「参加したことがない（参加できない）」の割合が48.4%と最も高く、次いで「環境関係（自然愛護や清掃奉仕作業、リサイクル運動など）」の割合が32.6%、「青少年のための活動（地域の子ども会活動等による健全育成支援など）」の割合が12.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「環境関係（自然愛護や清掃奉仕作業、リサイクル運動など）」の割合が増加しています。

参加したことがある分野について

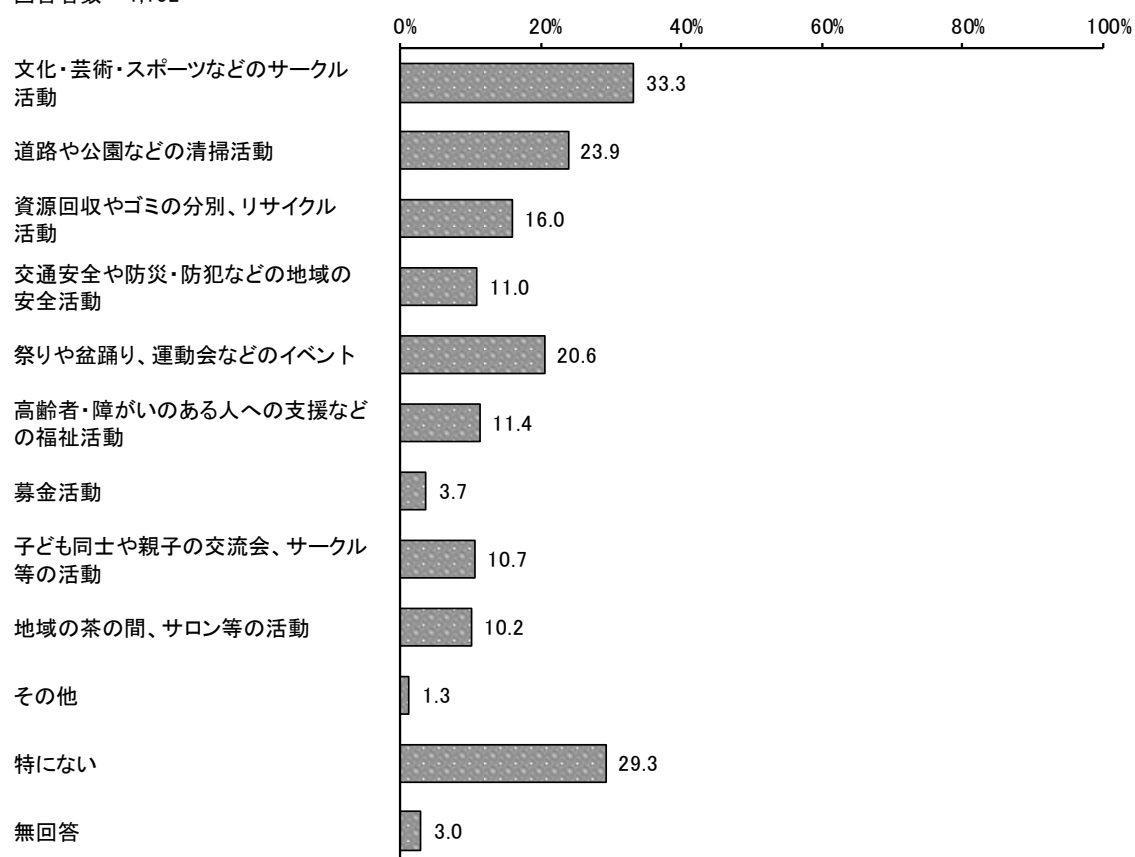


⑥ 地域で行われている活動の中で機会があれば参加したいもの

「文化・芸術・スポーツなどのサークル活動」の割合が33.3%と最も高く、次いで「特にない」の割合が29.3%、「道路や公園などの清掃活動」の割合が23.9%となっています。

参加したい地域で行われている活動

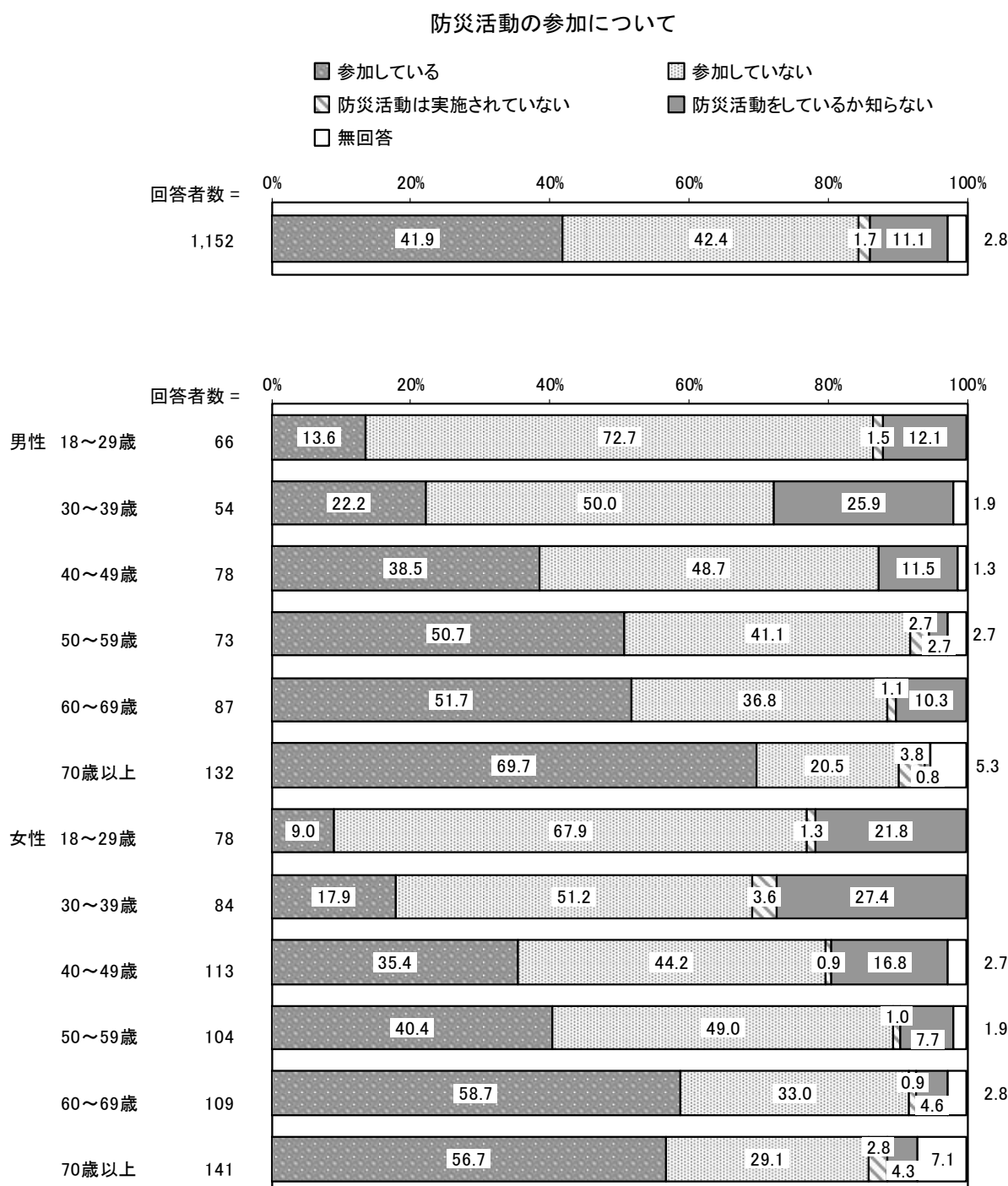
回答者数 = 1,152



⑦ 防災活動の参加

「参加していない」の割合が42.4%と最も高く、次いで「参加している」の割合が41.9%、「防災活動をしているか知らない」の割合が11.1%となっています。

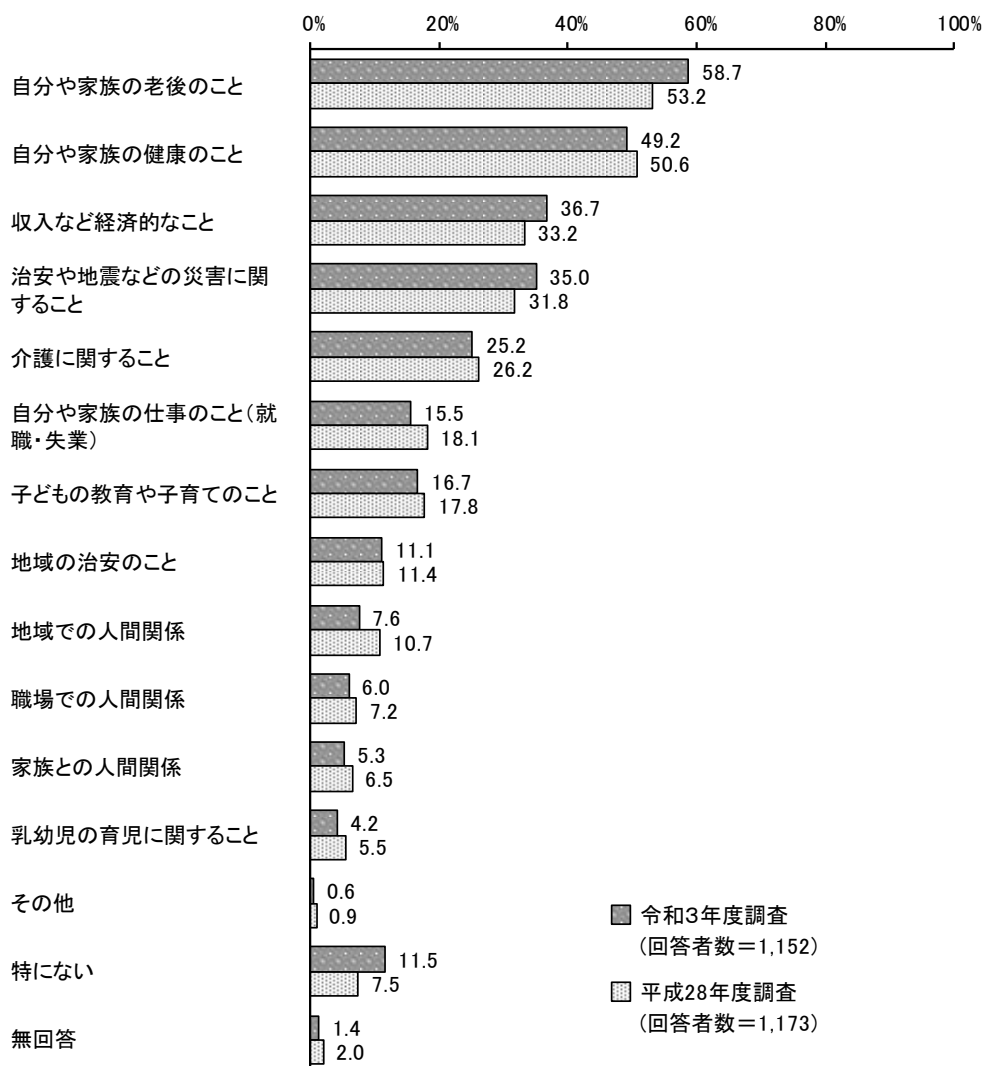
年齢別等でみると、男女とも年齢が上がるにつれ「参加している」の割合が、年齢が下がるにつれ「参加していない」の割合が高くなる傾向がみられます。また、男性の30～39歳、女性の18～29歳、30～39歳で「防災活動をしているか知らない」の割合が高くなっています。



⑧ 日頃の暮らしの中で感じている悩みや不安

「自分や家族の老後のこと」の割合が58.7%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」の割合が49.2%、「収入など経済的なこと」の割合が36.7%となっています。また、平成28年度調査と比較すると、「自分や家族の老後のこと」の割合が増加しています。

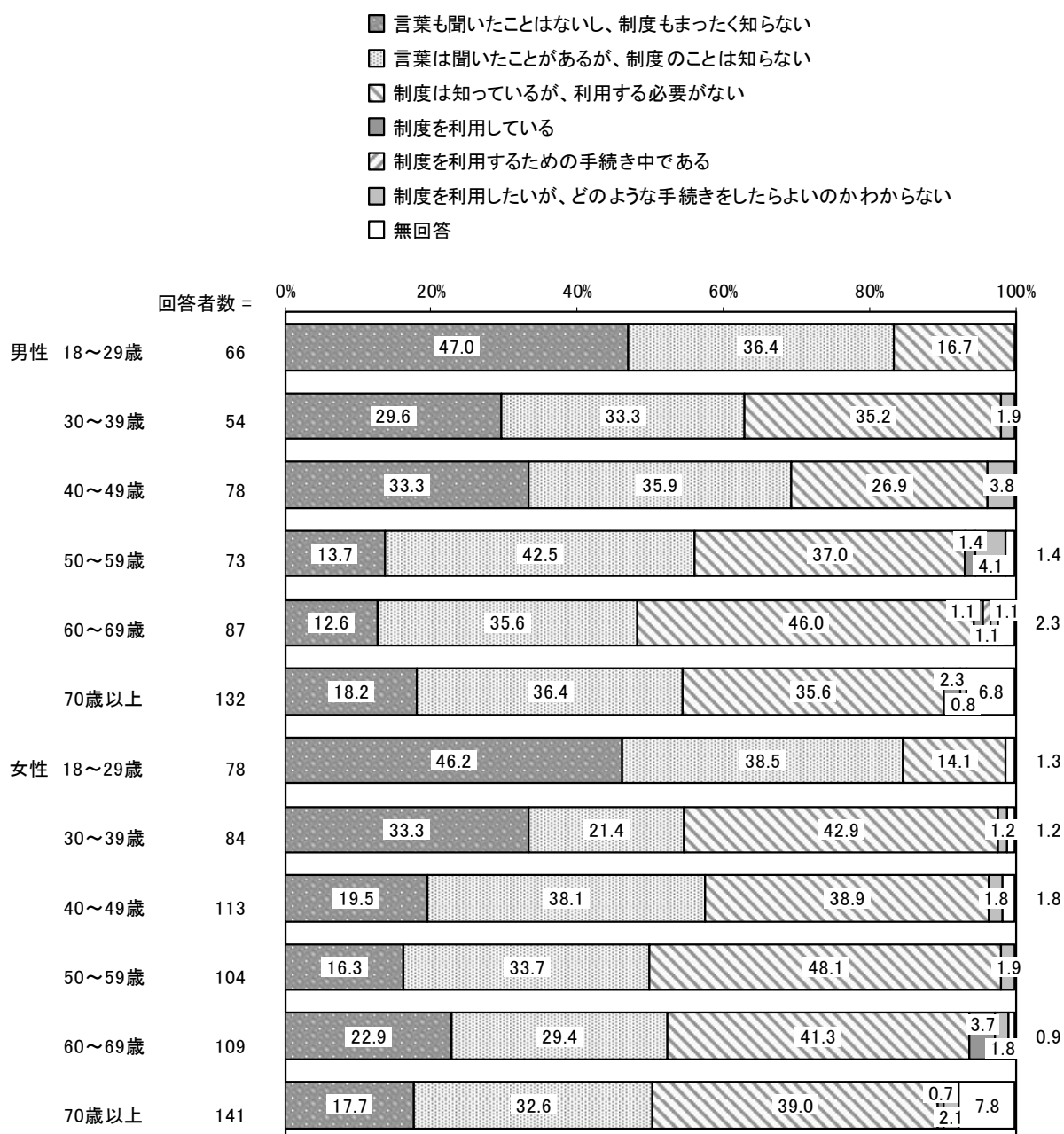
感じている悩みや不安について



⑨ 成年後見制度*の認知度

年齢別等でみると、男女とも年齢が下がるにつれ「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が高くなる傾向がみられます。また、女性の50～59歳で「制度は知っているが、利用する必要がない」、男性の50～59歳、女性の40～49歳で「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が高くなっています。

成年後見制度の認知度について



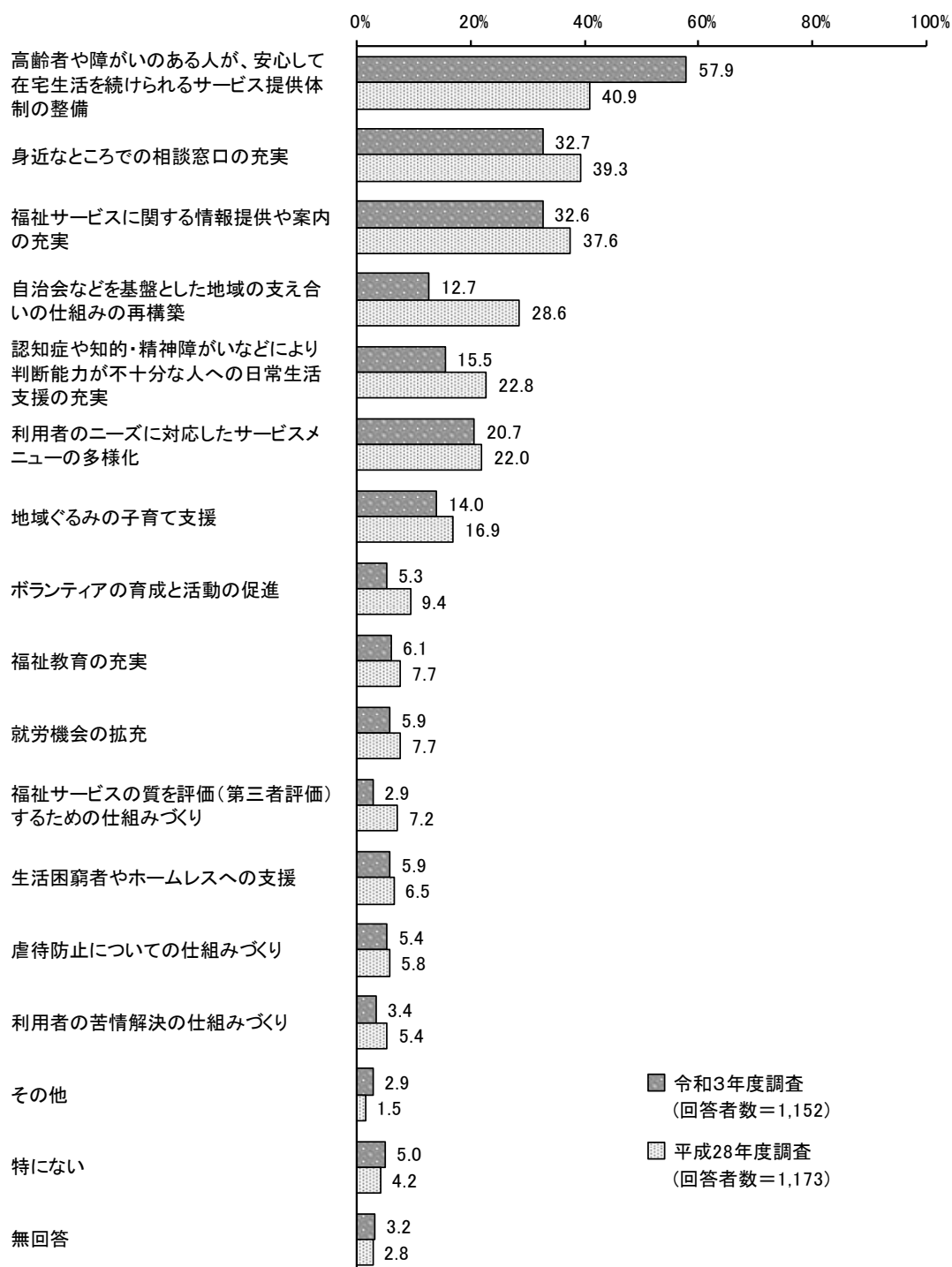
⑩ 地域福祉のまちづくりのために甲斐市が取り組むべきこと

「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」の割合が57.9%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」の割合が32.7%、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」の割合が32.6%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」の割合が増加しています。一方、「身近なところでの相談窓口の充実」「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」「自治会などを基盤とした地域の支え合いの仕組みの再構築」「認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人への日常生活支援の充実」の割合が減少しています。



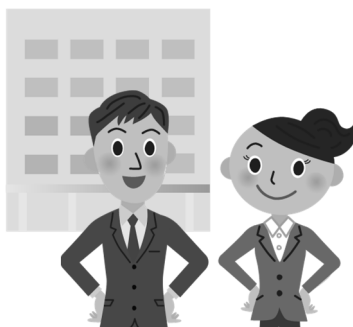
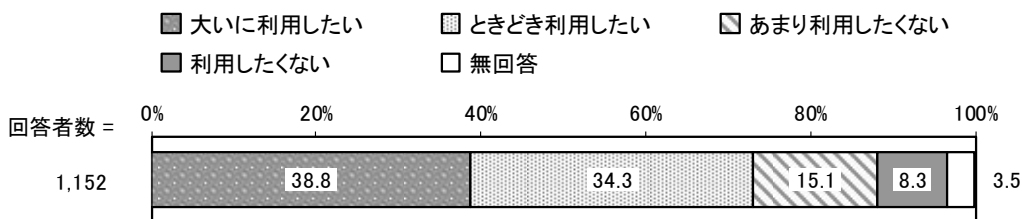
地域福祉のまちづくりのために甲斐市が取り組むべきことについて



⑪ 市役所への手続きが自宅のパソコンやスマートフォンから行えるようになった場合の利用について

「大いに利用したい」と「ときどき利用したい」をあわせた“利用したい”の割合が73.1%、「あまり利用したくない」と「利用したくない」をあわせた“利用したくない”の割合が23.4%となっています。

自宅のパソコンやスマートフォンからの利用について



3 地域福祉の課題のまとめ

地域福祉の動向や国の方針、統計データ、アンケート調査結果、第2次甲斐市地域福祉計画の取組状況と評価を踏まえ、甲斐市の地域福祉を推進する上での課題を基本目標ごとにまとめました。

基本目標 1 人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくり

(1) 地域福祉への意識啓発

現 状

本市では、広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を推進してきました。

事業評価によると、高齢者や障がいのある人が安心して暮らしていけるよう地域住民に対する理解や啓発を行っていくことが大切です。

高齢者や障がいのある人の理解のため、地域住民への研修や講演会の実施を支援することが求められています。

アンケート結果

アンケート調査によると、「住民同士が共に支え合う地域づくり」のために、「地域の人々が知り合う機会を増やす」の割合が34.9%と最も高くなっています。

課 題

高齢者や障がいのある人を地域全体で見守り、安心して暮らしていけるよう住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や、コミュニケーションを促進するため、今後も広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を継続して行っていく必要があります。

(2) 地域における交流と生きがいづくり

現 状

住民が地域福祉への関心や理解を深めるためには、子どもから高齢者、障がいのある人の交流の機会が重要です。

事業評価によると、サロン^{*}活動やふれあい・交流の場がない地域には、サロンを広めていく必要があります。

アンケート結果

アンケート調査によると、「今後の近所づきあい」について、「隣近所の人とのつきあいを大切にしたい」の割合が46.2%と最も高く、次いで「地域全体を良くする活動については、協力し合って行いたい」の割合が25.5%となっています。

課題

地域での住民同士の交流を活性化させて、住民同士のつながりを強いものにするとともに、どのような立場にある人でも、社会参加により生きがいづくりができるような環境づくりが必要です。また、子どもから高齢者、障がいのある人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。

(3) 地域における協力体制の構築

現状

地域福祉を推進するためには、住民の協力が必要不可欠です。また、支え合い・助け合いを進めていく上で、誰もが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、日ごろの近所付き合いや地域活動への参加が重要です。

事業評価によると、障がい福祉に関する制度が多岐に分かれており、利用者が理解しやすい資料提示に取り組んでいく必要があります。

アンケート結果

アンケート調査によると、「地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか」について、「必要だと思う」の割合が73.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.3%となっています。平成28年度調査と比較すると、「必要だと思う」の割合が減少しています。

課題

地域の課題や地域活動について、近所の人たちと相談し、助け合える関係を望む人が多くいます。今後も、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。

(4) ボランティア活動の推進

現 状

地域福祉の推進には、公的な福祉制度の充実と住民による助け合いの両者が必要です。そのためには福祉・教育・医療・保健等に関わる人たちをはじめ、住民によるボランティアが一体となって進められる必要があります。

事業評価によると、様々な年代に対してボランティアの重要性を周知し、年代や活動に合わせた講座の開催を検討していく必要があります。

アンケート結果

アンケート調査によると、「ボランティア・NPO*・地域活動の参加」について、「参加したことがない（参加できない）」が48.4%と最も高く、「参加しない（できない）理由」について、「仕事や育児、家事で忙しいから」が49.0%と最も高く、次いで「どこで活動しているかわからないから」が39.1%となっています。

課 題

本市では地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、活動のマンネリ化や新しい会員が増えないなどの課題を抱えています。市民のボランティアの参加意向を具体的な活動へつなげる講座等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取組を進めていくことが必要です。

基本目標 2 地域生活を支える協働のまちづくり

(1) 地域福祉ネットワーク*の充実

現 状

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実が求められます。

事業評価によると、地域活動と団体の連携強化について、地域の福祉団体の活動人数が減ってきており、それぞれの団体に沿った関係機関との連携など団体の人数を減らさない支援が必要とされています。

アンケート結果

アンケート調査によると、「今後、地域福祉のまちづくりのために甲斐市が優先的に取り組むべき施策」について、「身近なところでの相談窓口の充実」の割合が32.7%となっています。

課題

支援が必要な人が身近なところで相談ができるように、情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。したがって、関連機関の連携のさらなる強化が必要です。

(2) 地域を支える担い手づくり

現状

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

事業評価によると、様々なボランティアを育成するための講座等を開催し、ボランティアの育成を図っていく必要があります。

アンケート結果

アンケート調査によると、「機会があれば参加したい地域で行われている活動」について、「文化・芸術・スポーツなどのサークル活動」の割合が33.3%と最も高く、次いで「特にない」の割合が29.3%、「道路や公園などの清掃活動」の割合が23.9%となっています。

課題

地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。

また、地域での身近な相談者であり行政や関係機関へのつなぎ役である民生委員[※]の活動を支援していくことが大切です。さらに、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。

基本目標3 誰もが利用しやすい福祉サービスが 提供できるまちづくり

(1) サービスが利用しやすい仕組みづくり

現 状

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っているなど、地域住民が様々な情報とつながっていることが大切です。

事業評価によると、福祉サービスやサポートについての相談の件数が増加傾向にあり、多様な住民のニーズへの対応策の検討が求められています。

アンケート結果

アンケート調査によると、「市役所への手続きが窓口に行くことなく、自宅のパソコンやスマートフォンから行えるようになった場合に利用したいですか」について、「大いに利用したい」の割合が38.8%と高く、次いで「ときどき利用したい」の割合が34.3%となっています。

課 題

今後も、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、市広報誌やウェブサイト※、SNS※など多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供や公的手続きの充実を図る必要があります。

しかし、情報化社会とはいえ、高齢者や障がいのある人の中には、様々な情報を得ることが難しい方がいます。地域に住むすべての人が平等に適切な情報を入手できるような地域の情報発信を進めるとともに、住民同士の交流により社会的孤立※を防ぎ、人と人を通じた情報の提供・共有も重要です。

(2) 誰もが相談しやすい体制づくり

現 状

親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケア※の問題や、80代の親が50代のひきこもり※がちの子どもを養っている8050問題※等、個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが増えています。

事業評価によると、相談支援体制の強化について、今後は社会福祉協議会※の相談窓口を周知するとともに、市の相談窓口・ハローワーク・県の専門機関との一層の連携を図ることが必要です。

アンケート結果

アンケート調査によると、「あなたは、日頃の暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか」について、「自分や家族の老後のこと」が58.7%と高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が49.2%となっています。平成28年度調査と比較すると、「自分や家族の老後のこと」の割合が増加しています。

課題

困難を抱えた方が、適切な相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースも懸念され、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な相談支援体制の整備が求められます。

基本目標4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

(1) すべての人にやさしいまちづくり

現状

高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者*など、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

事業評価によると、成年後見制度*や日常生活自立支援事業*に取り組むために、研修の機会を確保するなど資質向上を図っていくことが必要です。

アンケート結果

アンケート調査によると、「成年後見制度の認知度」について、年齢別等でみると、他に比べ、男性50～59歳で「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が高くなっています。

課題

高齢者のみの世帯・障がいのある人・ひとり親・生活困窮者など、支援が必要な人々が増加しています。支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。それぞれに合った支援を検討するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護*をより一層充実していくことが求められます。

(2) 健康で暮らせるまちづくり

現 状

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように健康を維持することは大切です。

事業評価によると、地域での健康づくりにおいて、自主グループ[※]等を支援し、地域の主体的な取組を促していくことが求められています。

アンケート結果

アンケート調査によると、「自分や家族の健康のこと」に関して「不安に感じている」割合が49.2%となっています。

課 題

今後も、住民が様々な社会参加を進めていくためにも健康づくりは不可欠です。どのような立場にある人でも、健康づくりや生きがいづくりができるような環境が必要です。引き続き健康診断の受診勧奨を行い、受診しやすい体制を整え、受診率を向上させることが重要です。

また、在宅サービス[※]の提供体制を充実するため、医療・看護・介護をはじめとし、多職種連携をさらに推進するとともに、在宅医療推進体制[※]のさらなる構築を進めるため、かかりつけ医の普及や在宅医療に関して市民がイメージしやすい情報発信に取り組むことが必要です。さらに、市医の代表やネウボラ[※]推進協議会の委員と連携を図り、市民の健康づくりや、妊娠から子育て期における切れ目のない支援を行い、医療と福祉が連携した地域医療体制の構築を図ることが必要です。

(3) 住みやすいまちづくり

現 状

高齢者等が増加している中で、外出等の移動手段の確保は重要となります。

事業評価によると、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法[※]）」に基づき、今後、新たに整備や改築する公共施設の適合を図っていきます。

アンケート結果

アンケート調査によると、「あなたやご家族が、高齢や病気、または子育てなどで日常生活が不自由になった時、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか」について、「災害時の手助け」の割合が49.0%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」の割合が48.6%となっています。平成28年度調査と比較すると、「買い物の手伝い」「通院など外出の手伝い」が高くなっています。

課題

身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりや移動手段の確保が求められます。

今後、新たに整備や改築する公共施設においては、バリアフリー新法[※]に基づきユニバーサルデザイン[※]化等を行い、誰もが利用しやすい施設整備を行うことが必要です。

(4) 安心して暮らせるまちづくり

現状

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

事業評価によると、避難行動要支援者[※]に対する個別避難計画[※]の作成にあたり、自治会や民生委員[※]、関係機関と連携しながら策定体制を整備し、対象者の優先順位付けを行い、随時進めていくことが求められています。

アンケート結果

アンケート調査によると、「防災活動の参加」について、「参加していない」の割合が42.4%と最も高く、次いで「参加している」の割合が41.9%となっています。年齢別等でみると、他に比べ、男性・女性ともに30～39歳で「防災活動をしているか知らない」の割合が高くなっています。

課題

防災訓練等、地域での防災活動を周知し、高齢者や障がいのある人、若者など、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進するとともに、安心して暮らせる地域づくりと、災害発生時や避難所での支援体制の充実が必要です。

また、高齢者を対象とした詐欺や悪徳商法[※]等の犯罪や、子どもや障がいのある人を取り巻く事件・事故の発生予防のために、防犯パトロールの実施を行うとともに、関係機関と連携し、防犯に関する情報を積極的に提供し、地域の防犯意識を高めていくことが必要です。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「第2次甲斐市総合計画」において、市の将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」をめざし、施策を推進しています。

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である市民が、自分が暮らす地域の問題を「我が事」ととらえ主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体・ボランティア団体・社会福祉協議会*と行政が連携を図りながら、地域における支え合い・助け合いにより解決に向けて取り組むことが重要です。

本計画では、総合計画の将来像や福祉・健康分野において掲げられている「健やかで心ふれあう安心して暮らせるまち」という基本目標を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会*の実現をめざし、前計画の基本理念『一人ひとりが手をつなぎぬくもりあふれる福祉のまちづくり』を継承し、本市に暮らすすべての人が、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、支え合い・助け合いの輪を広げることで、誰もが心豊かに暮らせるまちを目指します。

【 基 本 理 念 】

一人ひとりが手をつなぎ
ぬくもりあふれる福祉のまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念の実現にあたり、次の4つを重点的な基本目標として策定します。

基本目標1 人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。

そのため、福祉・人権教育^{*}、地域での交流を促進することで、市民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、市民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくりに取り組みます。

基本目標2 地域生活を支える協働のまちづくり

市民をはじめ、地域で活躍する各種団体による福祉活動を支える一方で、各主体がつながり、連携を図る場が必要となります。また、求める支援内容が多様化・複雑化している中、一つの主体だけでの問題解決が難しいケースもあり、各主体が協働で支える仕組みや情報を共有する仕組みが必要となります。

一人ひとりが抱える問題や地域としての課題を解決するため、各主体が集い、情報が共有できる場の設定をはじめ、各支援団体につなげ、自治会や民生委員^{*}・地域の団体・NPO^{*}・ボランティア活動を支える担い手の育成を支援し、地域生活を支える協働のまちづくりに取り組みます。

基本目標3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、行政による相談はもちろんのこと、地域で活躍する各主体による相談も含めた幅広い相談体制の充実を図ります。複合化した解決が困難な悩みや生活上の問題について、誰もが気軽に相談でき、解決につながる支援ができるような仕組みづくりを行い、誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくりに取り組みます。

基本目標4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

誰もが、地域で安全・安心に暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、日頃から地域の助け合いを進め、地域の防災・防犯体制を整備します。

また、いつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動をする事ができるよう、ライフステージ[※]や個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがいづくりによる地域福祉を推進するとともに、安全で安心して暮らせる快適なまちづくりに取り組みます。



3 体系図

[基本理念]

[基本目標]

[施策]



4 SDGsの取組

SDGs^{*}（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）9月の国際サミットで決められた令和12年（2030年）までの国際社会共通の開発指針であり、気候変動や経済的不平等、イノベーション^{*}等を優先課題として盛り込み、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としているものです。

このSDGsは、開発途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国が取り組むべき普遍的（ユニバーサル）な目標となっており、持続可能な社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」という理念のもと、達成に向け私たち一人ひとりができることをしっかりと考え、一步を踏み出すことが求められています。

本計画においては、SDGsの17のゴールのうち「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「5. ジェンダー^{*}平等を実現しよう」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「16. 平和と公正をすべての人に」、「17. パートナースHIPで目標を達成しよう」が特に関連しています。





施策の展開

基本目標 1 人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくり



関連する
SDGs の目標



(1) 地域福祉への意識啓発

あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、高齢者や障がいのある人に対する理解が促進されるよう、関係機関と連携して情報発信を行い、研修や講演会のイベント実施を支援します。

また、地域の中でともに支え合い、助け合う活動が醸成されるよう、福祉教育を学校の授業や地域の中での交流を通じて行っていきます。

施策の方向	取組内容	担当課
地域福祉の 広報・啓発活動	○地域住民の人権意識や福祉意識の向上を図るために、関係機関や団体と連携し、市広報誌やウェブサイト※、SNS※などを通して広報・啓発活動を行います。 ○県や人権団体※と共同で講演会等のイベント実施を支援します。	市民活動支援課
	○地域住民の、高齢者や障がいのある人に対する理解が促進されるよう、研修や講演会のイベント実施を支援します。	障がい者支援課 長寿推進課
地域・学校における福祉教育の推進	○認知症や障がいのある人に対する理解を促進するために、関係機関を通して、学校教育と連携を図りながら福祉の心を育む教育活動を支援します。	障がい者支援課 長寿推進課
	○福祉に関わる研修の実施を支援します。	福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 交流の場と活躍の場づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃から近所付き合いの中で声かけや見守り、サロン*活動への参加を通じて、何かあったときは助け合える地域づくりを進めます。

施策の方向	取組内容	担当課
気軽にあいさつできる地域づくり	○職員への研修を行うことにより、あいさつ運動等を推進し、市民への接遇意識を高めることに努めます。	人事課
	○地域に住む誰もが、知り合いのようにあいさつができる地域づくりが推進されるよう努めます。	教育総務課
ふれあい・交流の場と機会の提供	○ひきこもり*や孤立しがちな高齢者を予防するため、地域のサロン活動や生きがい活動、交流活動の充実が図れるよう社会福祉協議会*と連携して支援します。	市民活動支援課 障がい者支援課 長寿推進課 (社会福祉協議会)
	○公民館等の公共施設で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に受け入れられる講座を開催します。	生涯学習文化課
	○子どもから高齢者までが健康で豊かな生活をおくることができるようにスポーツ施設の整備や競技する人、支える人、応援・観戦する人の育成を支援します。	スポーツ振興課



(3) 地域における協力体制の構築

地域での活動の促進に向けて、住民が積極的に参加できるように、情報提供やコーディネートを行います。また、地域での交流を促進し、支え合いの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加することで、地域に関心をもつ人を増やしていきます。

高齢者や障がいのある人など、誰もが生きがいをもって生活できるよう、民生委員*の見守り活動の強化を行い、人との関わり合いや趣味をきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくります。

施策の方向	取組内容	担当課
地域活動への参加促進	○市内の情報を市広報誌やウェブサイト*、SNS*などで周知することにより、地域住民が地域活動への参加促進が図られるよう努めます。	経営戦略課
	○自治会等における地域活動を支援します。	市民活動支援課
地域における支え合いの仕組みづくり	○寄附や募金活動を通して、地域福祉活動の推進に努めます。	福祉課 (社会福祉協議会)
	○誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、自治会への加入促進に努めます。	市民活動支援課
	○高齢者が住み慣れた地域で暮らせるために、地域の支え合い体制の仕組みづくりの推進に努めます。	長寿推進課 (社会福祉協議会)
地域の見守り体制の充実	○民生委員による、高齢者や障がいのある人などの配慮を必要とする人たちへの見守り活動の支援に努めます。	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課

(4) ボランティア活動の推進

地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、福祉に関する講座の開催などを通じて、ボランティアへの参加のきっかけづくりを行います。また、各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。

施策の方向	取組内容	担当課
ボランティア意識の啓発	○地域における福祉活動の意義・重要性を周知するとともに、ボランティアに関する講座等の実施を支援します。	福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティア・NPO活動への支援	○ボランティア活動を担う人材の確保・育成を支援します。 ○ボランティア団体やNPO*との情報交換や交流を促進し、ボランティアネットワーク*構築を支援します。	

基本目標2 地域生活を支える協働のまちづくり



関連する
SDGs の目標



(1) 地域福祉ネットワーク※の充実

ボランティア団体や社会福祉協議会※が中心となり、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、市民活動の活性化につながるよう支援します。

また、地域活動の拠点として、公民館や地域集会施設※の整備を支援します。

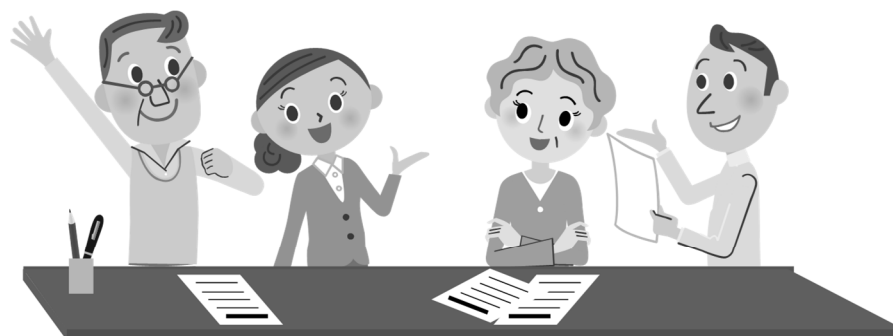
施策の方向	取組内容	担当課
地域福祉推進体制の整備	○社会福祉協議会と連携して、地域福祉に関する各種団体の活動を支援することにより、地域住民・団体・行政での地域福祉が活性化するよう努めます。	福祉課 (社会福祉協議会)
地域活動と団体の連携強化	○社会福祉協議会と連携して、各種団体が交流できる機会の周知や提供を行い、地域における協働の促進に努めます。	福祉課 (社会福祉協議会)
	○社会福祉協議会を通して、地域の高齢者団体への支援に努めます。	長寿推進課 (社会福祉協議会)
	○高齢者・障がいのある人・子育て世代などの交流事業を実施し、地域の自主活動の支援に努めます。 ○関係機関との連携により、地域の高齢者団体や障がい者団体への支援に努めます。	障がい者支援課 長寿推進課 (社会福祉協議会)
地域活動の拠点整備	○地域活動の拠点となる地域集会施設の整備を支援します。	市民活動支援課
	○空き家バンク※制度による空き家の解消により、地域活動に参加する住民の増加を図ります。	商工観光課
	○個別施設計画※により計画的に公民館等の整備を支援します。	生涯学習文化課

(2) 地域を支える担い手づくり

担い手の高齢化・固定化が進行しており、若い世代の地域福祉活動への参画が不足しています。世代間交流を活性化させて新たな担い手の確保を推進します。

社会福祉協議会*との連携や、民生委員*の活動支援、地域ボランティアなど担い手の育成支援を通じて、地域を支える担い手づくりを推進します。

施策の方向	取組内容	担当課
社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次甲斐市地域福祉計画」と「第3次甲斐市地域福祉活動計画」との連携を図り、地域福祉の向上に努めます。 ○講座等について市広報誌やウェブサイト*、SNS*などで周知し、社会福祉協議会との連携強化に努めます。 ○寄附・募金活動において連携し、事業の充実を図ります。 	福祉課 (社会福祉協議会)
民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員の活動を市広報誌やウェブサイト、SNSや全民児連*作成の啓発グッズ等で周知し、認知度向上に努めます。 ○研修会の実施や、専門機関との連携を支援し、民生委員の活動の活性化を図り、見守り活動の支援を強化します。 	福祉課
地域ボランティア担い手の育成支援	○高齢者と子どもの帰り道ふれあい事業を実施し、世代間交流事業*等を通して、新たな担い手の確保に努めます。	長寿推進課
	○市ボランティア協議会と連携し、地域ボランティアの育成を支援し、ボランティア交流会等を通して、新たな担い手の確保に努めます。	福祉課 (社会福祉協議会)



基本目標3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり



関連する
SDGsの目標



(1) サービスが利用しやすい仕組みづくり

誰もが安心してサービスを利用できるよう、子育て支援・高齢者福祉・障がい福祉に関する情報の提供体制の充実を推進します。

子ども・高齢者・障がいのある人が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用に対して、身近な地域の専門的な相談支援を受けられるよう、福祉の各分野を超えた包括的な支援体制を整備します。

施策の方向	取組内容	担当課
情報提供の充実	○市広報誌やウェブサイト※、SNS※などを通して、市から発信する情報がすべての地域住民に届くよう情報発信に努めます。	経営戦略課
	○障がい者基幹相談支援センター※において、障がいのある人の差別、虐待等の相談窓口を設置し、関係機関と連携した住民にわかりやすい情報提供体制の整備に努めます。	障がい者支援課
	○地域包括支援センター※や在宅介護支援センター※の周知を図ることにより、住民にとってわかりやすい情報提供体制の整備に努めます。	長寿推進課
住民ニーズの把握とサービスへつなぐ体制の整備	○「市長への手紙」制度や対話集会、アンケート調査を通じて、住民ニーズの把握に努めます。	福祉課 経営戦略課
	○窓口での手続きをスマートフォン等から行えるようマイナンバーカードを用いたオンライン手続きの推進を図ります。	スマートプロジェクト推進課
	○障がい者基幹相談支援センター及び事業所等との連携を行い、サービスのニーズや必要性等を把握し、問題解決につながるサービスの提供に努めます。	障がい者支援課
	○地域包括支援センターを周知し、相談しやすい体制を整備するとともに、包括支援センターの3職種が連携し、問題解決に向けて関係機関、制度の利用につなげ支援します。	長寿推進課
	○総合健診等における各種相談や、子育て世代包括支援センター※を拠点として、健康や子育てに関する不安について、随時相談できる環境を整えます。	健康増進課
	○発達障がい等の特性のある児童の就学相談において、関係各所と連携し相談者に必要な情報の提供を行います。	学校教育課

施策の方向	取組内容	担当課
住民ニーズの把握とサービスへつなぐ体制の整備	○市民に社会福祉協議会*の相談窓口が分かるように啓発し、関係機関との話し合いの機会を持ち、専門的な相談対応が取れるように努めます。	福祉課 (社会福祉協議会)
	○公民館のふれあい講座や社会福祉協議会の高齢者スマートフォン教室等を通じて、情報通信機器*の使い方やサービスの利用方法を学ぶ機会の提供に努めます。	生涯学習文化課 (社会福祉協議会)

(2) 誰もが相談しやすい体制づくり

日常生活の困りごとや悩みについて、地域のサロン*で相談ができたり、民生委員*をはじめとする地域の人々が身近な相談役になれるよう、地域での取組を支援していきます。

また、地域で解決できない事や制度、支援が必要な相談については、市や社会福祉協議会、専門機関等が受け止め、解決策をとともに考えていきます。

さらに、市役所内の相談窓口の連携・ネットワーク化を図り、子どもから高齢者まで誰でも専門的な相談窓口へつなげられるよう、包括的な相談支援体制を整えていきます。

施策の方向	取組内容	担当課
相談窓口の充実	○多様化、複雑化する住民ニーズに対応できるよう、専門性についての研修を受け、職員の資質向上に努めます。 ○相談者のプライバシーに配慮した、相談サービスの充実に努めます。 ○福祉総合相談窓口*の設置について検討し、先進自治体を参考に、関係部署と協議を進め、市民が相談しやすい窓口の設置に努めます。	福祉課 市民活動支援課 障がい者支援課 長寿推進課 子育て支援課 健康増進課 学校教育課
	○山梨県市町村職員研修所を活用し、新任職員をはじめ、全職員を対象とした接遇研修等を実施、接遇意識の向上、窓口等の対応能力の強化を図るとともに、職員の適正配置に努めます。	人事課
包括的な相談支援体制の構築	○身近な地域相談員である民生委員が、行政・社会福祉協議会との連携を強化し、地域住民が相談しやすい環境整備に努めます。	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課 子育て支援課 (社会福祉協議会)
	○相談・支援業務の内容に応じて、市の相談窓口や専門機関と連携して、相談・支援の強化に努めます。 ○福祉総合拠点の整備に向け、行政・関係機関で協議を行い、福祉の各分野を超えた包括的な相談支援体制を整備し、各分野が連携した福祉サービスを提供できるように努めます。	福祉課 市民活動支援課 障がい者支援課 長寿推進課 子育て支援課 健康増進課 学校教育課
	○社会福祉協議会の相談窓口を周知するとともに、様々な相談内容に応じて、ハローワークや県の専門機関と連携を行います。	福祉課 (社会福祉協議会)

基本目標4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり



(1) すべての人の権利を守るまちづくり

地域の支え合い・助け合い体制を維持しながら、高齢者や障がいのある人・ひとり親家庭・生活困窮者*など様々な支援を必要とする要配慮者*に対して、様々な専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

施策の方向	取組内容	担当課
高齢者にやさしいまちづくり	○介護に関わる制度の周知に努め、高齢者が安心して生活ができる環境づくりの整備に努めます。	長寿推進課
	○老人クラブの育成や支援を行い、老人クラブ活動の活性化に努めます。	長寿推進課 (社会福祉協議会)
障がい者にやさしいまちづくり	○障がい者基幹相談支援センター*等との連携強化を図り、切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。	障がい者支援課
	○福祉教育の推進を図り、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。 ○関係機関と連携を図りながら、障がいの状態やライフステージ*に応じた、切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。	障がい者支援課 (社会福祉協議会)
子どもにやさしいまちづくり	○子どもの医療費の助成等を行い、子どもが健やかに成長できるよう努めます。 ○子どもが地域で、自由に安全に過ごすことができるよう、子育て支援体制に関わる環境の整備に努めます。	子育て支援課
生活困窮者等への支援の推進	○生活困窮者の状況を把握し、社会福祉協議会*やハローワーク等と連携して、自立に向けた包括的な支援を行います。 ○生活困窮者相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、生活困窮者及び犯罪をした者等の状況に応じ、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度*に基づく支援を実施します。 ○甲斐市パーソナルサポートセンター*では、食料支援を行い、生活困窮者の自立支援に努めます。	福祉課 (社会福祉協議会)
自殺防止対策の推進	○自殺防止対策*と関連する他の施策と連携を図り、総合的な対策として展開することにより、生きることの包括的支援に努めます。	障がい者支援課

施策の方向	取組内容	担当課
権利擁護の推進	○社会福祉協議会*をはじめとした関係団体と連携を図り、成年後見制度*の利用が必要な障がいのある人の支援に努めます。	障がい者支援課 (社会福祉協議会)
	○成年後見制度利用促進基本計画の策定や、権利擁護*支援の地域連携ネットワーク*の中核機関を設置し、事業を推進します。	長寿推進課 (社会福祉協議会)
	○子ども家庭総合支援拠点*を設置し、関係機関と連携して、子どもへの虐待の未然防止、虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課

(2) 健康で暮らせるまちづくり

高齢者・障がいのある人・子育て世代など、誰もが尊厳をもって健康で不自由なく、安心して暮らすことができる地域をつくるため、市民・地域団体・社会福祉協議会及び行政が協働して福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

また、結婚・妊娠・出産・子育てについての各段階に応じた切れ目のない支援である甲斐市版ネウボラ*を推進し、母子保健対策*の充実に取り組んでいきます。

施策の方向	取組内容	担当課
地域での健康づくりの推進	○高齢者の心身の特性を踏まえ、高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を推進します。	保険課 長寿推進課 健康増進課
	○フレイル予防教室*や、いきいき健康体操教室、運動教室等を実施し、市民のライフステージ*に合わせた健康づくりの支援をします。 ○介護予防のための、いきいき百歳体操と自主グループ活動を支援し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりに努めます。	長寿推進課
	○市民が健康診断を受診しやすい体制を推進し、受診率の向上に努めます。 ○生活改善個別相談会を実施し、生活習慣病*予防に努め、市民のライフステージに合わせた健康づくりの推進に努めます。	健康増進課
	○高齢者向けの教養講座や、運動会・健康ウォーキング等の介護予防の取組を行います。	長寿推進課 (社会福祉協議会)
地域医療体制の充実	○ネウボラ推進協議会や専門医療機関と連携し、妊娠・出産・子育て期において切れ目のない支援を目的とした甲斐市版ネウボラにおいて、医療と福祉が連携した地域医療体制の構築を図ります。 ○軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療体制として、休日夜間急患センターや在宅当番医制を維持するため、市内外の医療機関、市町村間で連携協力を図ります。	健康増進課

(3) 住みやすいまちづくり

移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道、子ども連れや高齢者に配慮した施設の整備等、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

また、福祉有償運送^{*}やその他の移動支援サービスにより公共交通機関を利用するのが困難な方への移動支援を行うことにより、利用者が希望する場所への移動がしやすいように整備していきます。

施策の方向	取組内容	担当課
良好な生活環境の整備	○自治会等が行う環境美化活動に対する支援を行い、清潔で住みやすい環境づくりに努めます。	環境課
	○障がいのある人が安心して日常生活が営めるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援事業 [*] の更なる拡充を図ります。 ○「山梨県障害者幸住条例 [*] 」に基づいた特定施設の建築に関し、バリアフリー [*] 化の書類審査、検査等を行い、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。	障がい者支援課
	○公園施設を整備・改築する際にはバリアフリー新法 [*] に基づき、特定公園施設 [*] の基準を満たすよう努めます。	都市計画課
地域での交通安全対策	○学校や自治会要望に基づき区画線、路面標示の設置・補修を実施するとともに併せて通学路の整備に努めます。	建設課
	○誰もが歩きたくするまち、歩いて暮らせるまちをめざし、歩車道分離や歩道の段差解消等、子どもや高齢者、車椅子を利用する人を含め、誰もが安心して生活できる歩行空間の形成を図ります。	都市計画課
	○警察署や交通安全対策関係団体とともに交通安全運動を行って、交通安全に対する意識を高めるよう努めます。	防災危機管理課
	○通学路の安全確保を図るための取組方針を定めた甲斐市通学路交通安全プログラムにより、甲斐市通学路安全推進会議のメンバーによる合同点検を実施し、誰もが安心して通行できる道路環境の整備に努めます。	教育総務課
外出・移動手段の確保	○高齢者福祉バス利用券を活用した、甲斐市民バスの乗車利用促進を図るため、市広報誌やウェブサイト [*] 、SNS [*] などに掲載して利便性の向上を図り、交通弱者への外出・移動手段の確保対策に努めます。	経営戦略課
	○障がいのある人が外出しやすい環境を整備するために、移動支援事業の実施、介護用自動車購入費やタクシー利用料金等の助成を行います。	障がい者支援課
	○ひとり暮らしの高齢者等が、外出するための環境を整備するため、高齢者福祉タクシー利用券及び高齢者福祉バス利用券の助成を行います。	長寿推進課

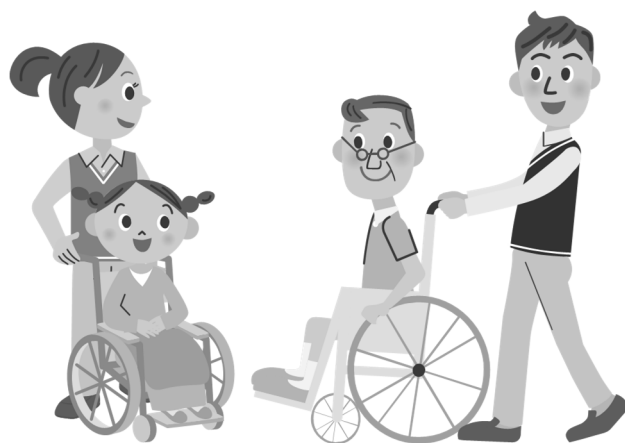
(4) 安心して暮らせるまちづくり

子ども・高齢者・障がいのある人などが犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

災害時や緊急時においては、自助・互助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。

また、災害時における要配慮者^{*}への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿^{*}のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

施策の方向	取組内容	担当課
災害時や緊急時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員[*]の安否確認及び情報伝達訓練を定期的実施し、災害時に備えた訓練を実施します。 ○福祉避難所[*]の開設・運営に備え、必要な備蓄品を整備し、関係機関と連携した訓練を定期的に行います。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿を整備し、警察・消防・民生委員・各地区の自主防災組織[*]等の関係機関と情報を共有し、緊急時の迅速かつ的確な対応が行える体制の強化を図ります。 ○自治会・民生委員・関係機関と連携し、避難行動要支援者[*]に対する個別避難計画[*]を作成します。 ○市総合防災訓練時に合わせ、要配慮者の避難を想定した訓練を行います。 	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課 防災危機管理課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップ[*]等を活用した学習機会を増やし、自治会等との連携を図りながら、地域住民が災害に備える意識を高めるよう努めます。 	防災危機管理課
防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯パトロールの実施や、防犯灯[*]（LED灯）の設置を進めます。 ○警察署や市内小学校と情報を共有し、不審者情報等があった場所の周辺において、見守りの強化を行い、地域の防犯意識を高め、犯罪が起こりにくい地域づくりに努めます。 	防災危機管理課



成年後見制度利用促進基本計画



関連する
SDGs の目標



1 甲斐市成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市では、高齢化率が約26%と4人に1人は65歳以上の高齢者となり、これからも増加することが見込まれています。それに伴い、認知症高齢者も増加しており、金銭管理や施設入所の契約等が困難なケースが多く見受けられます。また、知的・精神障がいのある人を支える親の高齢化による「親亡き後問題」も課題です。

成年後見制度[※]は、これらの認知症高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人について、成年後見人等が本人の意思や尊厳を尊重した上で、本人の権利を守り実現することを支援することで自分らしい生活を継続するための制度です。今後、必要性がさらに高まることも踏まえ、ノーマライゼーション（意思決定が困難な人が他の人と同じように人権を尊重されること）と自己決定権の尊重（意思決定が困難な人の意思が尊重され適切な支援が行われること）の理念に沿い、高齢者や知的・精神障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう社会全体で支え合う共生社会の実現を目指し、成年後見制度をはじめ権利擁護[※]に関する取組の強化を体系的に推進するため本計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

国は、成年後見制度の利用の促進を図ることを目的に、平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という。）を施行し、市区町村においても、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

本市では、本項目を促進法第14条第1項に基づく成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置づけます。

(3) 計画期間

本計画は、甲斐市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画及びその他の関連計画との整合性を図るとともに、甲斐市地域福祉計画と一体的に連動して取り組むことから、計画期間は、甲斐市地域福祉計画に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

2 現状と課題

(1) 現状

令和元年度に庁内及び社会福祉協議会^{*}の関係部署職員で構成される「甲斐市成年後見制度利用促進事業検討会」を立ち上げ、本市における成年後見制度^{*}の利用促進に関する検討を重ねてきました。その中で、制度利用に関する現状を把握するため、令和2年度に、高齢者及び障がいのある人と、介護支援専門員^{*}及び計画相談員^{*}を対象にアンケート調査を行いました。結果の中で特記すべき事項は次のとおりです。

○高齢者及び障がいのある人（回答数：313人）

制度について「名前しか知らない」「知らない」の割合が66%であり、過半数の方が制度について知らないことが分かりました。その反面、「金銭管理、諸手続き、契約等で不安に思っていることがある」の割合は54%であり、日常生活において不安に感じていることも分かりました。また、「制度に関する窓口を知らない」の割合が89%であり、相談窓口の周知不足が浮き彫りとなりました。

○介護支援専門員（ケアマネジャー）及び計画相談員（回答数：62人）

支援しているケースのうち、「金銭管理や契約等で課題がある」の割合が98%であり、ほとんどの支援者が権利擁護^{*}に関する課題を抱えていることが分かりました。また、制度について「利用しにくい」「どちらともいえない」の割合が93%であり、制度の利用しやすさに課題があることも分かりました。

(2) 課題

これらのアンケート調査によって見えてきた課題と実務上で感じる課題を洗い出し、本市における課題を次のとおりまとめました。

- 広く相談を受ける窓口が明確でなく、より専門的な相談を受ける窓口が設けられていない。
- 制度の内容や相談窓口についての周知が不十分である。
- 課（係）単体でのみの検討となっており、支援の必要性の検討や適切な支援内容の検討が不十分である。
- 専門職による専門的な判断が不足している。（担当職員の知識・技術・経験の不足）
- 支援内容や適切な後見人等の候補者等の検討がされていない。
- 後見人等の選任後の本人支援チームについての検討がされていない。
- 後見人等が選任された後の現状把握や後方支援について検討されておらず、不正防止策に至っていない。
- 後見業務の担い手の育成・活動の促進が未着手である。（市民後見人[※]や日常生活自立支援員[※]の養成）

3 今後の取組

（1）本計画における目的

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度[※]を円滑に利用できるよう支援を行い、権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して生活できる社会の実現を推進することを目的とします。

（2）基本的な考え方

これらの目的を達成するため、以下の仕組みを構築します。

- 地域連携ネットワーク：権利擁護[※]支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
- 中核機関：成年後見制度に関して、権利擁護支援の地域連携ネットワーク[※]のコーディネートを担う中核的な機関
- 協議会：法律及び福祉の専門職団体並びに関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体

(3) 中核機関が担う具体的機能

中核機関において、次に掲げる機能を段階的に整備します。なお、中核機関については、令和4年度に長寿推進課内に設置予定ですが、その後の運営について、適切に行うことができると認められる場合は、中核機関の業務の全部又は一部を外部機関等に委託することができるものとします。

① 広報機能

ア 市民及び関係機関などへの制度の周知

- ・講演会、研修会、出前講座[※]等の開催
- ・パンフレット等の広報物の作成及び配布
- ・その他、多種多様な媒体を活用した効果的な周知

② 相談機能

ア 総合相談支援

- ・権利擁護[※]全般に亘る相談対応（一次相談）
- ・適切な制度や他機関の紹介

イ 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

- ・各関係機関からの相談対応（二次相談）
- ・相談内容の精査（後見等二ーズの精査）
- ・必要な権利擁護に関する支援が図られる体制にかかる調整

③ 利用促進機能

ア 本人にふさわしい制度の利用に向けた検討

- ・支援内容の決定
- ・適切な候補者の選定（受任者調整（マッチング）の支援）
- ・候補者選任後のチームの決定

イ 申立て支援

- ・申立てにあたっての各関係機関の役割分担の調整
- ・親族後見人候補者[※]の支援
- ・申立て書類作成支援

ウ 日常生活自立支援事業[※]等関連制度からのスムーズな移行

地域での自立した生活を支援する各種の福祉制度の利用者に対し、中核機関及

び関係機関が連携し適時にアセスメント[※]を実施し、成年後見制度[※]への移行が必要な場合については、制度活用に向けての支援を行います。また、スムーズな移行を図るために基準づくりを進めます。

④後見人支援機能

ア モニタリング・バックアップの検討

- ・後見人等と既存チームとのすり合わせ（チームの再編成）
- ・後見人等への支援（バックアップ）
- ・チームの支援内容や現状確認（モニタリング）の適切性についての精査
- ・不正の発覚や後見人等の交代などの必要性が生じた場合の検討

⑤地域連携ネットワーク[※]の構築

権利擁護[※]支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート

ア 専門職団体等との連携

- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、その他地域連携ネットワークに必要な専門職及び関係団体との連携

イ 家庭裁判所との連携

- ・家庭裁判所との連携体制の整備
- ・申立てや候補者選任についてのイメージの共有と連携方法の調整

⑥協議会等の運営

ア 甲斐市成年後見制度利用促進協議会の運営

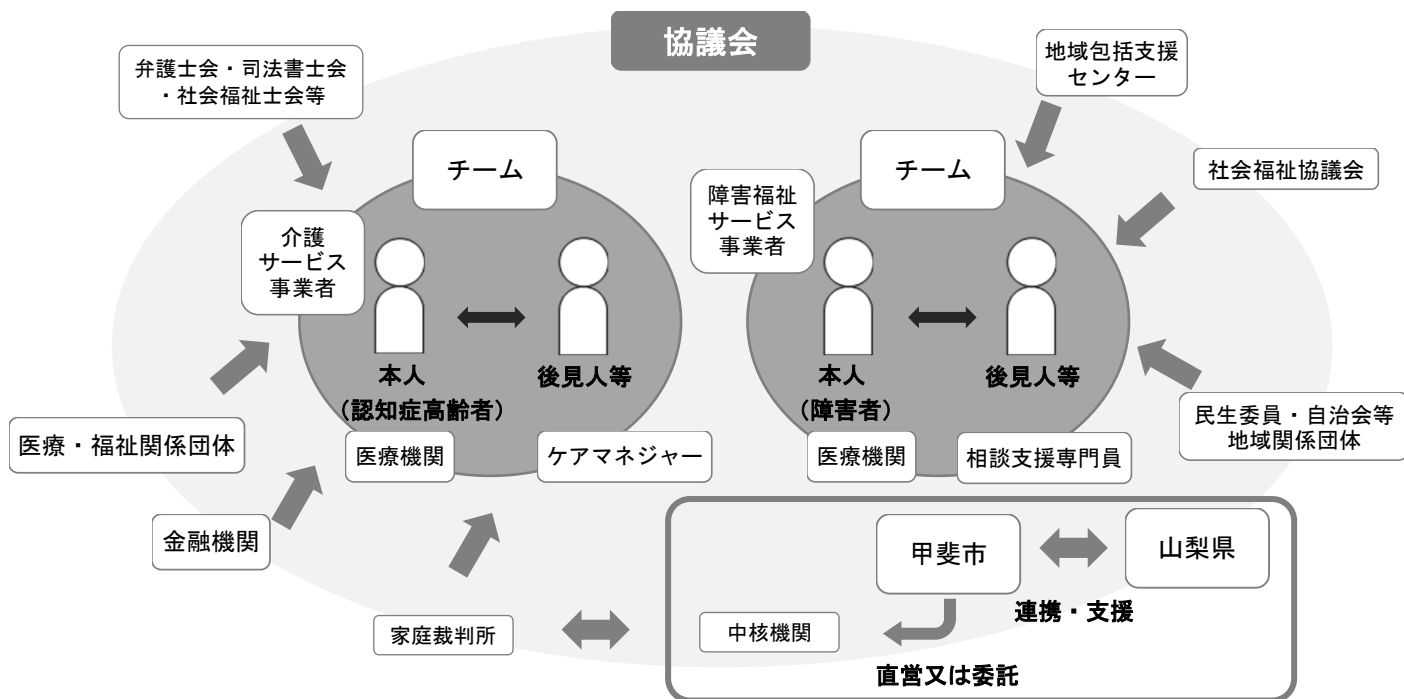
イ ケース検討会の運営

- ・権利擁護支援の方針の検討、本人にふさわしい制度の利用に向けた検討、モニタリング・バックアップの検討の各段階におけるケースの検討

⑦担い手の育成・活動の促進

ア 市民後見人[※]の養成研修の実施

地域連携ネットワークのイメージ





計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 市民・地域・関係団体との協働による計画の推進

一人ひとりが地域の中で自立し、地域への関心を深め、個々の支え合い・助け合いにより、コミュニティをつくりあげていくことが地域福祉の根幹です。主体である市民の協力がなければ、地域福祉を継続的に推進していくことは困難です。

そのため、市民・関係団体・社会福祉協議会^{*}及び行政など、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもと連携し、推進していくことが大切です。

市民一人ひとりと、地域・関係団体などがそれぞれの役割や特性を活かしながら、相互に連携・協力して地域における福祉課題の解決に取り組みます。

(2) 社会福祉協議会との連携

地域福祉は、公的な支援による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民やボランティア・NPO^{*}団体等地域の力を活用した「互助・共助」による支え合いが欠かせないものとなっています。

市は「自助や互助・共助」を支援していく役割を担っており、一方、社会福祉協議会は「互助」を推進していく立場にあります。このことから、地域福祉の増進には両者が一体となった取組が不可欠のため、これまで以上に連携を強化し、協力する体制を確立していきます。

(3) 計画の展開と普及啓発

本計画は、市民・関係団体・社会福祉協議会及び行政が、計画で位置づけられたそれぞれの取組を認識し、施策を展開する中で連携し、協働して推進していかなければなりません。

計画の推進にあたっては、まず、地域福祉の理解を広げるために、地域福祉計画を多くの市民に知ってもらうことが必要です。このため、計画の周知にあたって市広報誌やウェブサイト^{*}、SNS^{*}などを活用するとともに、地域福祉に関わる各種の話し合いや活動の場、関係課で実施する事業等、様々な場面においても積極的な計画の周知に努めていきます。

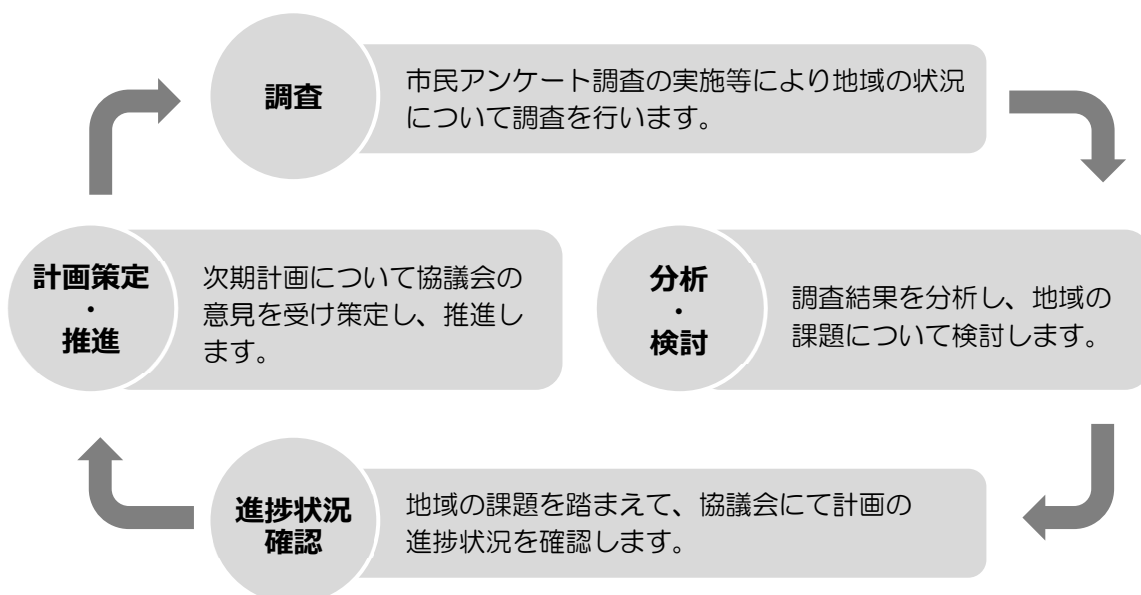
2 計画の点検・評価

本計画の策定を審議した甲斐市保健福祉推進協議会により、今後は、計画の進捗状況を確認していくこととします。

本計画の点検・評価にあたっては、担当課及び社会福祉協議会※が自己評価・フォローを行いながら、計画に基づく事業の実施に努めます。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、市民アンケート調査の実施等により、地域の状況や計画の進捗状況を確認していきます。

また、甲斐市保健福祉推進協議会に実施状況を報告し、委員の意見を求めながら、本計画の進行管理及び評価を行っていきます。



3 数値目標

基本目標 1 人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくり

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	担当課
地域福祉に関する研修・講演会回数	1回	7回	市民活動支援課 障がい者支援課 長寿推進課
福祉教育に関する講座等の開催回数	28回	48回	福祉課 (社会福祉協議会)
地域における支え合いの取組団体数	1団体	40団体	長寿推進課 (社会福祉協議会)
いきいきサロン参加者数	延べ 7,708人	延べ 15,000人	長寿推進課 (社会福祉協議会)

基本目標 2 地域生活を支える協働のまちづくり

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	担当課
自治会加入率	80.4%	82.0%	市民活動支援課
民生委員※・児童委員の相談件数	2,913件	4,980件	福祉課
民生委員・児童委員への研修回数	38回	50回	福祉課
高齢者の社会参加活動と交流事業への参加者数	3,233人	4,500人	長寿推進課
ボランティアセンター※登録団体数	72団体	87団体	福祉課 (社会福祉協議会)

基本目標 3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	担当課
ウェブサイト※、SNS※等の活用による情報発信件数	3,645件	3,770件	経営戦略課
福祉関係に係る相談件数	14,149件	15,310件	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課 子育て支援課 健康増進課

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	担当課
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス受給者数	832人	910人	障がい者支援課
介護保険サービスの満足度	69.0% (令和元年度)	75.0% (令和7年度)	長寿推進課
介護予防事業への参加者数	13,564人	18,000人	長寿推進課

基本目標4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	担当課
生活保護受給者の就労支援による就労率	41.7%	70.0%	福祉課
自殺死亡率(10万対) (10万対:人口10万人当たりの自殺者数)	18.5	12.3	障がい者支援課
タクシー・バス利用助成人数	919人	1,000人	障がい者支援課 長寿推進課
避難行動要支援者名簿※への登録者数 (外部提供同意者)	1,581人	1,800人	長寿推進課
ファミリー・サポート・センター※協力 会員数	102人	110人	子育て支援課
総合健康診査の受診率	42.6%	47.5%	健康増進課
防犯灯※の設置数	7,646基	7,800基	防災危機管理課
防災訓練参加者数における要配慮者※の 割合※	7.1%	3.0%	防災危機管理課

※令和2年度はコロナ禍のため、例年の訓練は実施せず安否確認訓練を実施、令和8年度は例年
どおりの訓練を実施した場合の参加者の数値(H29年度:1.6%)

成年後見制度利用促進基本計画

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	担当課
権利擁護※に関する研修・講演会回数	0回	3回	障がい者支援課 長寿推進課



資料編

1 策定経過

実施年月日	策定経過
令和3年5月24日	市議会厚生環境常任委員会 ・第3次甲斐市地域福祉計画の策定について
6月1日 ～6月28日	市民アンケート調査 (対象：市民2,000人)
7月2日	第1回甲斐市保健福祉推進協議会 ・第3次甲斐市地域福祉計画の策定について
7月21日	計画策定、スケジュール、第2次計画の評価シート作成について (ワーキング委員、関係各課、社会福祉協議会)
10月15日	第3次計画の取り組み内容の確認について (関係各課、社会福祉協議会)
10月22日	市議会厚生環境常任委員会 ・アンケート調査結果の報告
11月8日	第2回甲斐市保健福祉推進協議会 ・第3次甲斐市地域福祉計画（素案）の中間報告について ・アンケート調査結果の報告
11月11日	第3次計画の指標（目標値）の設定について (関係各課、社会福祉協議会)
12月6日	第3次甲斐市地域福祉計画（素案）について (ワーキング委員、関係各課、社会福祉協議会)
12月22日	第3回甲斐市保健福祉推進協議会 ・第3次甲斐市地域福祉計画の素案について
12月23日	第3次甲斐市地域福祉計画（素案）の確認について (ワーキング委員、関係各課、社会福祉協議会)

実施年月日	策定経過
令和4年1月11日	市議会厚生環境常任委員会 ・第3次甲斐市地域福祉計画（素案）及びパブリックコメントの実施について
1月12日 ～2月8日	パブリックコメントの実施
2月14日	市議会厚生環境常任委員会 ・第3次甲斐市地域福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について
2月18日	第4回甲斐市保健福祉推進協議会〔新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止：資料送付〕 ・第3次甲斐市地域福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について
3月	計画の公表

2 甲斐市保健福祉推進協議会設置要綱

平成16年9月1日

訓令第42号

改正 平成23年3月22日訓令第1号

平成23年6月30日訓令第3号

平成28年3月11日訓令第1号

(設置)

第1条 市民が健康で生きがいを持ち、生涯を通じて安心して過ごせるような保健・福祉事業を推進するため、甲斐市保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、身近で頻度の高い保健福祉サービスを一元的に提供する体制を整備するため体系的かつ総合的に審議する。

(組織)

第3条 協議会は、次の区分により21人以内の委員で組織する。

- (1) 自治会連合会
- (2) 医師代表
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 保健・福祉・教育団体代表
- (6) 学識経験者

(委嘱)

第4条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、協議会において選任する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ市長が招集する。

(会長及び副会長の任務)

第8条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成16年9月1日に委嘱される協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月22日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日訓令第3号)

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

3 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿

選任区分	役職	氏 名	職名（関係団体名）
自治会連合会	会長	田 辺 泰 明	甲斐市自治会連合会会長
		塩 沢 正 行	甲斐市自治会連合会副会長
		雨 宮 優	甲斐市自治会連合会副会長
医師代表（市医）		森 澤 孝 行	竜王レディースクリニック
		中 島 達 人	中島医院
		松 浦 學	松浦歯科医院
民生委員児童委員協議会		中 村 直 明	甲斐市民生委員児童委員協議会会長
		日 原 正	甲斐市民生委員児童委員協議会副会長
		輿 石 悟	甲斐市民生委員児童委員協議会副会長
社会福祉協議会	副会長	進 藤 一 徳	甲斐市社会福祉協議会会長
保健・福祉・教育 団体代表		国 久 朝 子	甲斐市愛育連合会会長
		矢 崎 孝 子	甲斐市食生活改善推進員会会長
		小 野 善 章	甲斐市老人クラブ連合会会長
		小 林 教 夫	甲斐市障害者福祉会会長
		上 嶋 初 江	甲斐市障がい児者地域支援連絡会会長
		藤 原 聡	保育園保護者代表（竜王東保育園）
		松 本 剛	甲斐市ボランティア協議会会長
		望 月 裕	青少年育成甲斐市民会議会長
学識経験者		小 林 啓 子	甲斐市教育長職務代理者
		輿 石 隆 治	介護保険事業者代表（敷島荘施設長）
		中 村 己 喜 雄	甲斐市商工会会長

※順不同・敬称略

4 用語集

[本文中の主な用語解説]

【あ行】

空き家バンク (P47)

全国の地方自治体が、空き家を売りたい人、貸したい人の情報を集め、空き家を利用したい人にその情報を届ける制度のこと。

悪徳商法 (P38)

販売者が不当な利益を得るような、社会通念上問題のある商売方法の通称。

アセスメント (P60)

ある事象を客観的に評価すること。

新しい生活様式 (P1)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話の対策を、日常生活に取り入れた生活様式のこと。

イノベーション (P43)

J.A.シュンペーターの経済発展論の中心的な概念で、生産を拡大するために労働、土地などの生産要素の組合せを変化させたり、新たな生産要素を導入したりする企業家の行為をいい、革新または新機軸と訳されている。

ウェブサイト (P35, 44, 46, 48, 49, 53, 62, 64)

インターネットの標準的な情報提供システムである WWW(ワールドワイドウェブ)で公開されるウェブページの集まりのこと。企業・組織・個人が作成・管理・運用する。略して「サイト」ともいう。日本では「ホームページ」ということも多い。

【か行】

介護支援専門員 (ケアマネジャー) (P57)

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職（ケアマネジャー）のこと。

計画相談員 (P57)

障がい児（者）地域療育等支援事業等の担い手として位置付けられた相談支援専門員のこと。

権利擁護（P36, 52, 56, 57, 58, 59, 60, 65）

自己の権利を表明することが困難な人（寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者、子ども）の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすること。

国土強靱化地域計画（P3）

どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるもの。

子ども家庭総合支援拠点（P52）

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

子育て世代包括支援センター（P49）

安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指す総合相談窓口のこと。

個別施設計画（P47）

各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図るなど、戦略的に施設整備を進める点で重要なもの。

個別避難計画（P38, 54）

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画のこと。

【さ行】

在宅医療推進体制（P37）

施設中心の医療・介護から、可能な限り、住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる体制のこと。

在宅介護支援センター（P49）

平成元年（1989年）「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」により、高齢者の在宅福祉や施設福祉の基盤整備の推進の一環として、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう、全国1万か所の設置目標に、予算措置が図られ、整備が進められた施設のこと。

在宅サービス (P37)

介護が必要な高齢者がいつも住んでいる居宅で介護を受ける場合に提供されるサービスのこと。

サロン (P31, 45, 50)

地域で高齢者や障がい者（児）、子育て中の人、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場のこと。

ジェンダー (P43)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」としてジェンダー（gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

市民後見人 (P57, 60)

専門職や社会福祉協議会以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された後見人のこと。

自殺防止対策 (P51)

誰もが「生きることの包括的な支援」として、住民のメンタルケアやゲートキーパーの育成等の自殺を防止するために必要な支援のこと。

自主グループ (P37)

住民が自主的に活動・運営を行っているグループのこと。住民の方が活動内容を決め、参加者同士で協力し合いながら運営・活動しているため、活動内容（開催頻度、役割分担等）はグループによって異なる。

自主防災組織 (P54)

災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の自主組織のこと。

社会的孤立 (P1, 35)

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。単身世帯の増加、婚姻率の低下、若者の社会的自立の遅れなどが背景にある。

社会福祉協議会 (P3, 4, 35, 39, 45, 47, 48, 50, 51, 52, 57, 62, 63)

社会福祉法109条で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性を持つ民間の福祉団体のこと。

障がい者基幹相談支援センター（P49, 51）

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。

情報通信機器（P50）

情報を電氣的に遠距離の場所に伝える装置のこと。信号の伝達方法により、有線通信機器と無線通信機器とに分けられる。前者は電線を通る電流を通して信号を送る装置、後者は空間を伝搬する電波により信号を送る装置である。

新型コロナウイルス感染症（P1）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2(サーズコブツー)）がヒトに感染することによって発症する呼吸器感染症のこと。令和元年（2019年）に初めて発生が確認された新興感染症であり、当初、日本においては感染症法上の「指定感染症」に指定された。

親族後見人候補者（P59）

家庭裁判所で後見人になるために審理対象となっている親族のこと。

身体障害者手帳（P16）

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満は、その保護者）が申請することによって都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から6級がある。

人権教育（P40）

人権尊重のための知識、技術および態度を養うことを目的とする教育のこと。国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、「知識の共有、技術の伝達、および態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修および情報である」と定義されている。

人権団体（P44）

人権擁護を標榜して活動している団体の総称。家庭内暴力や人種差別といった人権を無視した行いの排除・廃絶などを使命とする。

世代間交流事業（P48）

異世代の人々が相互に協力し合って働き、助け合うこと、高齢者が習得した知恵や英知、ものの考え方や解釈を若い世代に言い伝えることを目的とした交流事業のこと。

成年後見制度（P2, 3, 6, 27, 36, 52, 56, 57, 58, 60）

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でなく、自らの権利を守ることができない人を保護・支援する制度のこと。

生活困窮者 (P36, 51)

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。単なる経済的困窮だけではなく、社会的孤立などの課題を抱えている方や、将来的に困窮するおそれのある方も含む。

生活困窮者自立支援制度 (P51)

経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度のこと。平成27年（2015年）から実施された。

生活習慣病 (P52)

毎日の、過食、運動不足、喫煙、過剰飲酒などの生活習慣の積み重ねによっておこる病気の総称。肥満、高血圧、脂質異常症、糖尿病などがある。

精神障害者保健福祉手帳 (P17)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定められたもので、障がいのある方が申請することによって、都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から3級がある。

全民児連 (P48)

全国民生委員児童委員連合会の略称。都道府県・指定都市市民児協を構成団体とする全国段階の民児協組織。全民児連は、地域福祉の増進に積極的な役割を果たしていけるよう、『民生委員・児童委員活動のあり方に関する調査研究、方針等の提示』、『民生委員・児童委員向けの専門研修の実施や機関紙等を通じた情報提供』、『民生委員・児童委員活動に対する社会的な周知促進』などの活動を行なっている。

【た行】**ダブルケア (P1, 35)**

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い。

地域コミュニティ (P1)

地域住民が生活している場所に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域共生社会 (P1, 2, 39)

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域集会施設 (P47)

地域コミュニティの場としての機能に加え、地域防災、地域福祉を始めとする複雑多岐にわたる地域の課題に対し、様々な市民団体が協働して自立かつ自主的に課題解決を図る地域経営の拠点としての機能を持った施設のこと。

地域生活支援事業 (P53)

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業のこと。

地域福祉ネットワーク (P33, 42, 47)

一人暮らし高齢者や障がいをお持ちの方等、地域で何らかの支援を必要としている方々を対象に、地域住民が主体となり、自治会長、民生委員児童委員及びボランティア等と連携しながら、隣近所における声掛け等の見守り活動を継続して実施することにより、要支援者の困りごと等の早期発見及び早期対応ができる体制の構築を図ることを目的としている。

地域包括支援センター (P49)

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。

地域連携ネットワーク (P52, 58, 60)

地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのこと。

出前講座 (P59)

自治体や企業が地域の学習ニーズに応じた講座を受講、あるいは提供すること。

特定公園施設 (P53)

都市公園内の公園施設のうち、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定められた園路や広場、休憩所等の施設で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設のこと。

【な行】

日常生活自立支援員 (P58)

社会福祉協議会に所属し、利用希望者・家族、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センターなどからの相談を受け付けて支援計画を策定したり、契約を締結するなどの業務を行うほか、実際に具体的な援助を行う「生活支援員」と連携しながら支援の状況を把握する人のこと。

日常生活自立支援事業（P36, 58）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。事業主体は、社会福祉協議会である。

ネウボラ（P37, 52）

フィンランドにおいて、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点のこと。また、出産・子育て支援制度のこともいう。

【は行】**ハザードマップ（P54）**

将来危険が予想される自然災害について、発生しやすい自然災害の種類、範囲や危険度などを一定の基準で評価して示した地図のこと。

パーソナルサポートセンター（P51）

主に生活に困窮している方（生活困窮者）に対して、企業や家庭等から提供を受けた食料で支援を行うこと。（甲斐市パーソナルサポートセンター）

パブリックコメント制度（P4）

市の重要な施策を策定するときに、その施策の案等を公表して広く市民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行う制度のこと。

バリアフリー（P53）

障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

バリアフリー新法（P37, 38, 53）

高齢者・障がい者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律のこと。ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させた法律であり、平成18年（2006年）に施行された。

ひきこもり（P1, 35, 45）

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）のこと。

避難行動要支援者（P38, 54）

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なため特に支援を必要とする人のこと。

避難行動要支援者名簿（P54, 65）

国は災害対策基本法改正で、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務づけた。この名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶおそれがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができる。

ファミリーサポートセンター（P65）

子育て支援事業を行うために設立されたもので、保育園や幼稚園など保育施設としての機能ではなく、地域における「相互援助組織」である。

乳幼児や小学生などの子育て中の依頼会員（預ける側）と子どもの保育活動の援助を希望する提供会員（預かる側）との連絡、調整などを行い、橋渡しの役割を担っている。

福祉総合相談窓口（P50）

地域住民が安心して生活できるように、様々な相談を受け、情報提供を行ったり適切な機関や制度につなげる身近な相談窓口のこと。

福祉避難所（P54）

介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

福祉有償運送（P53）

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者等、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行う等、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービスのこと。

フレイル予防教室（P52）

フレイルの柱である栄養・運動・社会参加に関する内容を学べる、フレイル予防を目的とした教室のこと。

母子保健対策（P52）

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進することを目的とした対策のこと。

防犯灯（P54, 65）

夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所に設置される電灯（蛍光灯・LED灯）のこと。

ボランティアセンター (P64)

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織のこと。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

ボランティアネットワーク (P46)

ボランティアを募集しているNPO関連団体と「ボランティアをしたい」というボランティア希望者とを結ぶボランティアの情報ネットワークのこと。ボランティアを募集したいNPOやボランティア団体、ボランティアをしたい人が、それぞれ募集・登録を行なう。

【ま行】**民生委員 (P34, 38, 40, 46, 48, 50, 54, 64)**

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動や行政等関係機関とのつなぎ役となり、社会福祉の増進に努める方々。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。

【や行】**山梨県障害者幸住条例 (P53)**

昭和56年(1981年)、障がい者の「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション社会の構築機運が高まる中、障がい者の自立と社会参加の促進及び生活環境等の整備を促進し、障がい者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会を築くことを目的として、平成5年(1993年)に制定された条例のこと。

ヤングケアラー (P1)

家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どものこと。

要支援・要介護認定者 (P15)

介護保険制度において、介護を要する状態であることを認定された人のこと。要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度がある。

要配慮者 (P51, 54, 65)

災害対策基本法に基づく、高齢者、障がいのある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人を指す。

【ら行】**ライフスタイル (P1)**

人々の生活様式、行動様式、思考様式といった生活諸側面の社会的・文化的・心理的な差異を全体的な形で表現したことばである。

ライフステージ (P41, 51, 52)

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

療育手帳 (P17)

知的障がい児及び知的障がい者を対象に、都道府県から交付される手帳のこと。

【数字／英字】

8050問題 (P1, 35)

80代の高齢の親が50代のひきこもりの子供の生活を支える問題のこと。

NPO (P23, 33, 40, 46, 62)

Non Profit Organization または Not for Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

SDGs (P1, 43)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称。平成27年 (2015年) 9月の国際サミットで決められた令和12年 (2030年) までの国際社会共通の開発指針であり、気候変動や経済的不平等、イノベーション等を優先課題として盛り込み、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としているもの。

SNS (P35, 44, 46, 48, 49, 53, 62, 64)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

第3次甲斐市地域福祉計画

甲斐市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

発行：甲斐市

〒400-0192

山梨県甲斐市篠原 2610 番地

電話：055-278-1691

FAX：055-276-2113

fukushisoumu@city.kai.yamanashi.jp

編集：福祉部 福祉課 福祉総務係



甲斐市マスコットキャラクター やはいぬ